

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準の一部変更について 新旧対照表（案）

○ 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）

（傍線部分は改正部分）

変更案	現行																																																																																				
<p>特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施 に関し統一的な運用を図るための基準</p> <p>目次</p> <table> <tr> <td>I 基本的な考え方 ······</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> 1 策定の趣旨 ······</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> 2 特定秘密保護法の運用に当たって留意すべき事項 ······</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> (1) 拡張解釈の禁止並びに基本的人権及び報道・取材の自由の尊重 ······</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> (2) 公文書管理法及び情報公開法の適正な運用 ······</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td> 3 特定秘密を取り扱う者等の責務 ······</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>II 特定秘密の指定等 ······</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td> 1 指定の要件 ······</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td> (1) 別表該当性 ······</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td> (2) 非公知性 ······</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td> (3) 特段の秘匿の必要性 ······</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td> (4) 特に遵守すべき事項 ······</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td> 2 実施体制 ······</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td> 3 指定手続 ······</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td> 4 指定の有効期間の設定 ······</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td> 5 指定に関する関係行政機関の協力 ······</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td> 6 指定した特定秘密を適切に保護するための規程 ······</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td> 7 通知を書面の交付に代えて電磁的記録の電子情報処理組織を使用する方法 による提供で行う場合の必要な措置の実施 ······</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>III 特定秘密の指定の有効期間の満了、延長、解除等 ······</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td> 1 指定の有効期間の満了及び延長 ······</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td> (1) 指定時又は延長時に定めた有効期間が満了する場合 ······</td> <td>14</td> </tr> </table>	I 基本的な考え方 ······	1	1 策定の趣旨 ······	1	2 特定秘密保護法の運用に当たって留意すべき事項 ······	1	(1) 拡張解釈の禁止並びに基本的人権及び報道・取材の自由の尊重 ······	1	(2) 公文書管理法及び情報公開法の適正な運用 ······	2	3 特定秘密を取り扱う者等の責務 ······	3	II 特定秘密の指定等 ······	3	1 指定の要件 ······	3	(1) 別表該当性 ······	4	(2) 非公知性 ······	9	(3) 特段の秘匿の必要性 ······	9	(4) 特に遵守すべき事項 ······	9	2 実施体制 ······	10	3 指定手続 ······	11	4 指定の有効期間の設定 ······	12	5 指定に関する関係行政機関の協力 ······	12	6 指定した特定秘密を適切に保護するための規程 ······	13	7 通知を書面の交付に代えて電磁的記録の電子情報処理組織を使用する方法 による提供で行う場合の必要な措置の実施 ······	13	III 特定秘密の指定の有効期間の満了、延長、解除等 ······	14	1 指定の有効期間の満了及び延長 ······	14	(1) 指定時又は延長時に定めた有効期間が満了する場合 ······	14	<p>特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施 に関し統一的な運用を図るための基準</p> <p>目次</p> <table> <tr> <td>I 基本的な考え方 ······</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> 1 策定の趣旨 ······</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> 2 特定秘密保護法の運用に当たって留意すべき事項 ······</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> (1) 拡張解釈の禁止並びに基本的人権及び報道・取材の自由の尊重 ······</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> (2) 公文書管理法及び情報公開法の適正な運用 ······</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td> 3 特定秘密を取り扱う者等の責務 ······</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>II 特定秘密の指定等 ······</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td> 1 指定の要件 ······</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td> (1) 別表該当性 ······</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td> (2) 非公知性 ······</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td> (3) 特段の秘匿の必要性 ······</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td> (4) 特に遵守すべき事項 ······</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td> 2 実施体制 ······</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td> 3 指定手續 ······</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td> 4 指定の有効期間の設定 ······</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td> 5 指定に関する関係行政機関の協力 ······</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td> 6 指定した特定秘密を適切に保護するための規程 ······</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td> 7 通知を書面の交付に代えて電磁的記録の電子情報処理組織を使用する方法 による提供で行う場合の必要な措置の実施 ······</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>III 特定秘密の指定の有効期間の満了、延長、解除等 ······</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td> 1 指定の有効期間の満了及び延長 ······</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td> (1) 指定時又は延長時に定めた有効期間が満了する場合 ······</td> <td>13</td> </tr> </table>	I 基本的な考え方 ······	1	1 策定の趣旨 ······	1	2 特定秘密保護法の運用に当たって留意すべき事項 ······	1	(1) 拡張解釈の禁止並びに基本的人権及び報道・取材の自由の尊重 ······	1	(2) 公文書管理法及び情報公開法の適正な運用 ······	2	3 特定秘密を取り扱う者等の責務 ······	3	II 特定秘密の指定等 ······	3	1 指定の要件 ······	3	(1) 別表該当性 ······	4	(2) 非公知性 ······	9	(3) 特段の秘匿の必要性 ······	9	(4) 特に遵守すべき事項 ······	9	2 実施体制 ······	10	3 指定手續 ······	10	4 指定の有効期間の設定 ······	12	5 指定に関する関係行政機関の協力 ······	12	6 指定した特定秘密を適切に保護するための規程 ······	12	7 通知を書面の交付に代えて電磁的記録の電子情報処理組織を使用する方法 による提供で行う場合の必要な措置の実施 ······	13	III 特定秘密の指定の有効期間の満了、延長、解除等 ······	13	1 指定の有効期間の満了及び延長 ······	13	(1) 指定時又は延長時に定めた有効期間が満了する場合 ······	13
I 基本的な考え方 ······	1																																																																																				
1 策定の趣旨 ······	1																																																																																				
2 特定秘密保護法の運用に当たって留意すべき事項 ······	1																																																																																				
(1) 拡張解釈の禁止並びに基本的人権及び報道・取材の自由の尊重 ······	1																																																																																				
(2) 公文書管理法及び情報公開法の適正な運用 ······	2																																																																																				
3 特定秘密を取り扱う者等の責務 ······	3																																																																																				
II 特定秘密の指定等 ······	3																																																																																				
1 指定の要件 ······	3																																																																																				
(1) 別表該当性 ······	4																																																																																				
(2) 非公知性 ······	9																																																																																				
(3) 特段の秘匿の必要性 ······	9																																																																																				
(4) 特に遵守すべき事項 ······	9																																																																																				
2 実施体制 ······	10																																																																																				
3 指定手続 ······	11																																																																																				
4 指定の有効期間の設定 ······	12																																																																																				
5 指定に関する関係行政機関の協力 ······	12																																																																																				
6 指定した特定秘密を適切に保護するための規程 ······	13																																																																																				
7 通知を書面の交付に代えて電磁的記録の電子情報処理組織を使用する方法 による提供で行う場合の必要な措置の実施 ······	13																																																																																				
III 特定秘密の指定の有効期間の満了、延長、解除等 ······	14																																																																																				
1 指定の有効期間の満了及び延長 ······	14																																																																																				
(1) 指定時又は延長時に定めた有効期間が満了する場合 ······	14																																																																																				
I 基本的な考え方 ······	1																																																																																				
1 策定の趣旨 ······	1																																																																																				
2 特定秘密保護法の運用に当たって留意すべき事項 ······	1																																																																																				
(1) 拡張解釈の禁止並びに基本的人権及び報道・取材の自由の尊重 ······	1																																																																																				
(2) 公文書管理法及び情報公開法の適正な運用 ······	2																																																																																				
3 特定秘密を取り扱う者等の責務 ······	3																																																																																				
II 特定秘密の指定等 ······	3																																																																																				
1 指定の要件 ······	3																																																																																				
(1) 別表該当性 ······	4																																																																																				
(2) 非公知性 ······	9																																																																																				
(3) 特段の秘匿の必要性 ······	9																																																																																				
(4) 特に遵守すべき事項 ······	9																																																																																				
2 実施体制 ······	10																																																																																				
3 指定手續 ······	10																																																																																				
4 指定の有効期間の設定 ······	12																																																																																				
5 指定に関する関係行政機関の協力 ······	12																																																																																				
6 指定した特定秘密を適切に保護するための規程 ······	12																																																																																				
7 通知を書面の交付に代えて電磁的記録の電子情報処理組織を使用する方法 による提供で行う場合の必要な措置の実施 ······	13																																																																																				
III 特定秘密の指定の有効期間の満了、延長、解除等 ······	13																																																																																				
1 指定の有効期間の満了及び延長 ······	13																																																																																				
(1) 指定時又は延長時に定めた有効期間が満了する場合 ······	13																																																																																				

(2) 指定の有効期間の満了	14	(2) 指定の有効期間の満了	14
(3) 有効期間の延長の周知等	15	(3) 有効期間の延長の周知等	15
(4) 通じて30年を超えて延長する場合	15	(4) 通じて30年を超えて延長する場合	15
2 指定の解除	15	2 指定の解除	15
(1) 指定の理由の点検等	15	(1) 指定の理由の点検等	15
(2) 指定の一部解除	16	(2) 指定の一部解除	16
(3) 一定の条件が生じた場合の解除等	16	(3) 一定の条件が生じた場合の解除等	16
(4) 解除の周知等	16	(4) 解除の周知等	16
(5) 特定秘密表示の抹消	16	(5) 特定秘密表示の抹消	16
(6) 指定解除表示	16	(6) 指定解除表示	16
3 指定が解除され、又は指定の有効期間が満了した当該指定に係る情報を記録する行政文書で保存期間が満了したものとの取扱い	16	3 指定が解除され、又は指定の有効期間が満了した当該指定に係る情報を記録する行政文書で保存期間が満了したものとの取扱い	16
(1) 指定の有効期間が通じて30年を超える特定秘密	16	(1) 指定の有効期間が通じて30年を超える特定秘密	16
(2) 指定の有効期間が通じて30年以下の特定秘密	16	(2) 指定の有効期間が通じて30年以下の特定秘密	16
IV 適性評価の実施	17	IV 適性評価の実施	17
1 適性評価の実施に当たっての基本的な考え方	17	1 適性評価の実施に当たっての基本的な考え方	17
(1) プライバシーの保護	17	(1) プライバシーの保護	17
(2) 調査事項以外の調査の禁止	17	(2) 調査事項以外の調査の禁止	17
(3) 適性評価の結果の目的外利用の禁止	17	(3) 適性評価の結果の目的外利用の禁止	17
(4) 基本人権の尊重等	18	(4) 基本人権の尊重等	18
2 実施体制	18	2 実施体制	18
(1) 適性評価実施責任者	18	(1) 適性評価実施責任者	18
(2) 適性評価実施担当者	18	(2) 適性評価実施担当者	18
(3) 関与の制限	18	(3) 関与の制限	18
(4) 留意事項	18	(4) 留意事項	18
3 評価対象者の選定	18	3 評価対象者の選定	18
(1) 名簿の提出	18	(1) 名簿の提出	18
(2) 行政機関の長の承認	19	(2) 行政機関の長の承認	19
(3) 留意事項	20	(3) 留意事項	19
4 適性評価の実施についての告知と同意	21	4 適性評価の実施についての告知と同意	20
(1) 評価対象者に対する告知	21	(1) 評価対象者に対する告知	20
(2) 同意の手続	21	(2) 同意の手續	20
(3) 不同意の場合の措置	21	(3) 不同意の場合の措置	21
(4) 同意の取下げ	22	(4) 同意の取下げ	21

5 調査の実施	22
(1) 評価対象者による質問票の記載又は記録と提出	22
(2) 上司等に対する質問等	22
(3) 人事管理情報等による確認	23
(4) 公務所又は公私の団体に対する照会	23
(5) <u>評価対象者に対する面接等</u>	24
(6) 留意事項	24
6 評価	24
(1) 評価の基本的な考え方	24
(2) 評価の際に考慮する要素	25
7 結果等の通知	25
(1) 評価対象者への結果及び理由の通知	25
(2) 特定秘密管理者等への結果の通知	26
8 苦情の申出とその処理	26
(1) 苦情の処理のための体制	26
(2) 苦情の申出	26
(3) 苦情の処理の手続	27
(4) 苦情処理結果の通知	27
(5) 留意事項等	28
9 適性評価実施後の措置	28
(1) 行政機関の職員が特定秘密保護法第12条第1項第3号に該当する可能性がある場合の措置	28
(2) 適合事業者の従業者が特定秘密保護法第12条第1項第3号に該当する可能性がある場合の措置	29
10 適性評価に関する個人情報等の管理	30
(1) 適性評価に関する文書等の管理	30
(2) 行政機関における個人情報等の管理	30
(3) 適合事業者等における個人情報等の管理	31
(4) 適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限	31
11 研修	31
12 適性評価の実施に関する関係行政機関の協力	32
(1) <u>相互協力</u>	32
(2) <u>過去に実施した適性評価の過程で得られた情報の提供等</u>	32
13 警察本部長による適性評価	32
5 調査の実施	22
(1) 評価対象者による質問票の記載又は記録と提出	22
(2) 上司等に対する質問等	22
(3) 人事管理情報等による確認	23
(4) <u>評価対象者に対する面接等</u>	23
(5) <u>公務所又は公私の団体に対する照会</u>	23
(6) 留意事項	23
6 評価	24
(1) 評価の基本的な考え方	24
(2) 評価の際に考慮する要素	25
7 結果等の通知	25
(1) 評価対象者への結果及び理由の通知	25
(2) 特定秘密管理者等への結果の通知	26
8 苦情の申出とその処理	26
(1) 苦情の処理のための体制	26
(2) 苦情の申出	26
(3) 苦情の処理の手続	26
(4) 苦情処理結果の通知	27
(5) 留意事項等	27
9 適性評価実施後の措置	28
(1) 行政機関の職員が特定秘密保護法第12条第1項第3号に該当する可能性がある場合の措置	28
(2) 適合事業者の従業者が特定秘密保護法第12条第1項第3号に該当する可能性がある場合の措置	29
10 適性評価に関する個人情報等の管理	29
(1) 適性評価に関する文書等の管理	29
(2) 行政機関における個人情報等の管理	30
(3) 適合事業者等における個人情報等の管理	30
(4) 適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限	31
11 研修	31
12 適性評価の実施に関する関係行政機関の協力	31
(新規)	
13 警察本部長による適性評価	32

V 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための措置等	32	V 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための措置等	32
1 内閣官房及び内閣府の任務並びにその他の行政機関の協力	32	1 内閣官房及び内閣府の任務並びにその他の行政機関の協力	32
2 内閣総理大臣による指揮監督	33	2 内閣総理大臣による指揮監督	33
3 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の検証・監察・是正	33	3 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の検証・監察・是正	33
(1) 内閣府独立公文書管理監による検証・監察・是正	33	(1) 内閣府独立公文書管理監による検証・監察・是正	33
(2) 行政機関の長による特定秘密指定管理簿の写しの提出等	34	(2) 行政機関の長による特定秘密指定管理簿の写しの提出等	33
4 通報窓口の設置と処理	34	4 <u>特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正に関する通報</u>	34
(1) 通報の処理の枠組み	35	(1) 通報の処理の枠組み	34
(2) 通報の処理	35	(2) 通報の処理	34
(3) 通報者の保護等	37	(3) 通報者の保護等	36
5 特定秘密保護法第18条第2項に規定する者及び国会への報告	37	5 特定秘密保護法第18条第2項に規定する者及び国会への報告	37
(1) 内閣総理大臣への報告等	37	(1) 内閣総理大臣への報告等	37
(2) 特定秘密保護法第18条第2項に規定する者への報告	38	(2) 特定秘密保護法第18条第2項に規定する者への報告	38
(3) 国会への報告及び公表	38	(3) 国会への報告及び公表	38
6 その他の遵守すべき事項	39	6 その他の遵守すべき事項	38
VI 本運用基準の見直し	40	VI 本運用基準の見直し	39
VII 本運用基準の施行日	40	VII 本運用基準の施行日	39
【別添様式】			
別添 1 適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）	41	別添 1 適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）	40
別添 2-1 適性評価の実施についての同意書	50	別添 2-1 適性評価の実施についての同意書	49
別添 2-2 公務所又は公私の団体への照会等についての同意書	51	別添 2-2 公務所又は公私の団体への照会等についての同意書	50
別添 3 適性評価の実施についての不同意書	52	別添 3 適性評価の実施についての不同意書	51
別添 4 適性評価の実施についての同意の取下書	53	別添 4 適性評価の実施についての同意の取下書	52
別添 5 質問票（適性評価）	54	別添 5 質問票（適性評価）	53
別添 6 調査票（適性評価）	82	別添 6 調査票（適性評価）	81
別添 7 適性評価のための照会書	87	別添 7 適性評価のための照会書	86
別添 8 適性評価実施担当者証	88	別添 8 適性評価実施担当者証	87
別添 9-1 適性評価結果等通知書（本人用）	89	別添 9-1 適性評価結果等通知書（本人用）	88
別添 9-2 適性評価結果等通知書（適合事業者用）	92	別添 9-2 適性評価結果等通知書（適合事業者用）	91

別添10	特定秘密の保護に関する誓約書	94
別添11	苦情処理結果通知書	97

別添10	特定秘密の保護に関する誓約書	93
別添11	苦情処理結果通知書	96

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施 に関し統一的な運用を図るための基準

I 基本的な考え方

1 (略)

2 特定秘密保護法の運用に当たって留意すべき事項

(1) (略)

(2) 公文書管理法及び情報公開法の適正な運用

行政文書（公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）第2条第4項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）は、公文書管理法に基づき管理され、また、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）に基づく開示請求がされた場合には、情報公開法第5条各号に掲げる不開示情報を除き、開示されることとなる。

特定秘密である情報を記録する行政文書も、公文書管理法及び情報公開法が当然適用される。すなわち、特定秘密である情報を記録する行政文書についても、指定が解除され、又は指定の有効期間が満了し、当該行政文書の保存期間が満了した場合に、歴史公文書等（公文書管理法第2条第6項に規定する歴史公文書等をいう。以下同じ。）に該当するものは、国立公文書館等に移管されることとなる。当該行政文書を廃棄しようとするときには、内閣府独立公文書管理監による検証・監察において廃棄が妥当と認められるとともに、内閣総理大臣の同意を得ることが必要となる。また、何人も、情報公開法に定めるところにより、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を記録する行政文書の開示を請求することができ、開示請求を受けた行政機関の長は、情報公開法に基づき、開示・不開示の決定を行うこととなる。特定秘密に係る部分は、特定秘密に指定される情報の性質上、情報公開法第5条各号に掲げる不開示情報の一部に該当するものと解されるが、実際に開示・不開示の決定を行う際には、当該部分が情報公開法上の不開示情報に該当するか否かについて厳格に判断する必要がある。

なお、当該特定秘密に係る部分について不開示決定がなされた場合で

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施 に関し統一的な運用を図るための基準

I 基本的な考え方

1 (略)

2 特定秘密保護法の運用に当たって留意すべき事項

(1) (略)

(2) 公文書管理法及び情報公開法の適正な運用

行政文書（公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）第2条第4項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）は、公文書管理法に基づき管理され、また、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）に基づく開示請求がされた場合には、情報公開法第5条各号に掲げる不開示情報を除き、開示されることとなる。

特定秘密である情報を記録する行政文書も、公文書管理法及び情報公開法が当然適用される。すなわち、特定秘密である情報を記録する行政文書についても、指定が解除され、又は指定の有効期間が満了し、当該行政文書の保存期間が満了した場合に、歴史公文書等（公文書管理法第2条第6項に規定する歴史公文書等をいう。以下同じ。）に該当するものは、国立公文書館等に移管されることとなる。また、何人も、情報公開法に定めるところにより、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を記録する行政文書の開示を請求することができ、開示請求を受けた行政機関の長は、情報公開法に基づき、開示・不開示の決定を行うこととなる。特定秘密に係る部分は、特定秘密に指定される情報の性質上、情報公開法第5条に規定する不開示情報の一部に該当するものと解されるが、実際に開示・不開示の決定を行う際には、当該部分が情報公開法上の不開示情報に該当するか否かについて厳格に判断する必要がある。

なお、当該特定秘密に係る部分について不開示決定がなされた場合であって、当該不開示決定について不服申立てがなされたときは、行政機関の長の諮問に応じ、情報公開・個人情報保護審査会等（以下単に「審査会等」という。）が当該不開示決定の適否を調査審議することと

あって、当該不開示決定について不服申立てがなされたときは、行政機関の長の諮問に応じ、情報公開・個人情報保護審査会等（以下単に「審査会等」という。）が当該不開示決定の適否を調査審議することとなる。この場合において、審査会等は、必要があると認めるときは、情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成15年法律第60号）第9条第1項（会計検査院法（昭和22年法律第73号）第19条の4において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該行政機関の長に対し、当該不開示決定に係る行政文書の提示を求めることができ、提示を求められた当該行政機関の長は、特定秘密保護法第10条第1項第3号又は第4号の規定に基づき、審査会等に特定秘密を提供することとなる。そして、審査会等による調査審議の結果、全部又は一部開示すべきとの答申がなされ、これを受けた行政機関の長が当該特定秘密に係る部分を開示する際は、その指定を解除することとなる。

都道府県警察が保有する特定秘密である情報を記録する文書については、公文書管理法及び情報公開法の趣旨にのっとり、各都道府県の定める関係規定に従い、取り扱われることとなる。

特定秘密保護法の運用その他特定秘密に関する業務を行う全ての者は、これらの点について十分に理解した上で、特定秘密保護法だけではなく、公文書管理法及び情報公開法についても各規定の内容を正確に理解してその適正な運用を徹底し、国民に対する説明責務を全うしなければならない。

3 特定秘密を取り扱う者等の責務

- (1)～(3) (略)
- (4) 特定秘密を取り扱う者は、それを取り扱うことができない者が知得し、又は誤って取り扱うことのないよう注意するものとする。
- (5) (略)

II 特定秘密の指定等

1 指定の要件

- (略)
- (1) (略)
- (2) 非公知性

非公知性の判断は、現に不特定多数の人に知られていないか否かにより行うものとする。当該情報と同一性を有する情報が報道機関、外国の政府その他の者により公表されていると認められる場合には、たとえ我

なる。この場合において、審査会等は、必要があると認めるときは、情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成15年法律第60号）第9条第1項（会計検査院法（昭和22年法律第73号）第19条の4において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該行政機関の長に対し、当該不開示決定に係る行政文書の提示を求めることができ、提示を求められた当該行政機関の長は、特定秘密保護法第10条第1項第3号又は第4号の規定に基づき、審査会等に特定秘密を提供することとなる。そして、審査会等による調査審議の結果、行政機関の長が当該特定秘密に係る部分を開示する際は、その指定を解除することとなる。

特定秘密保護法の運用その他特定秘密に関する業務を行う全ての者は、これらの点について十分に理解した上で、特定秘密保護法だけではなく、公文書管理法及び情報公開法についても各規定の内容を正確に理解してその適正な運用を徹底し、国民に対する説明責務を全うしなければならない。

3 特定秘密を取り扱う者等の責務

- (1)～(3) (略)
- (新規)
- (4) (略)

II 特定秘密の指定等

1 指定の要件

- (略)
- (1) (略)
- (2) 非公知性

非公知性の判断は、現に不特定多数の人に知られていないか否かにより行うものとする。当該情報と同一性を有する情報が報道機関、外国の政府その他の者により公表されていると認定する場合には、たとえ我が

が国の政府により公表されていなくても、本要件を満たさない。なお、その判断は、実際に当該情報を知っている者の範囲等を勘案して個別具体的に行うものとする。

(3) (略)

(4) 特に遵守すべき事項

特定秘密を指定するに当たって、行政機関の長は、以下の点を遵守しなければならない。

ア (略)

イ 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号。以下「重要経済安保情報保護活用法」という。）第2条第4項に定める重要経済基盤保護情報に該当する情報のうち、(1)に示した事項の細目に該当し、(2)の非公知性の要件も満たすものであって、(3)の特段の秘匿の必要性の要件に照らし、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるものについては、同法第3条第1項に規定する重要経済安保情報ではなく特定秘密として指定すること。

ウ (略)

エ 国民に対する説明責任を怠ることのないよう、指定する情報の範囲を明確にするとともに、特定秘密である情報の特段の秘匿に支障のない範囲内で当該特定秘密の概要を分かりやすく記述するよう努めること。

オ (略)

2 (略)

3 指定手続

(1) (略)

(2) 行政機関の長は、指定する際には、書面又は電磁的記録により、当該指定に係る情報を他の情報と区別することができるよう、その概要を具体的に記述するとともに、当該情報の指定の理由（以下「指定の理由」という。）を記すものとする。この場合において、当該指定に係る情報の記述（以下「対象情報の記述」という。）は、これを特定秘密として取り扱うことを要しないように記さなければならない。また、指定の理由の中には、当該情報が指定の要件を満たしていると判断する理由を明記することとする。

(3)～(6) (略)

4～7 (略)

国の政府により公表されていなくても、本要件を満たさない。なお、実際の判断に当たっては、当該情報の内容に応じ、これを知る必要がある者、実際にこれを知っている者、当該時点までの当該情報の管理の状態等の要素を勘案して個別具体的に行うものとする。

(3) (略)

(4) 特に遵守すべき事項

特定秘密を指定するに当たって、行政機関の長は、以下の点を遵守しなければならない。

ア (略)

(新規)

イ (略)

エ 国民に対する説明責任を怠ることのないよう、指定する情報の範囲が明確になるよう努めること。

オ (略)

2 (略)

3 指定手続

(1) (略)

(2) 行政機関の長は、指定する際には、書面又は電磁的記録により、当該指定に係る情報を他の情報と区別することができるように具体的に記述するとともに、当該情報の指定の理由（以下「指定の理由」という。）を記すものとする。この場合において、当該指定に係る情報の記述（以下「対象情報の記述」という。）は、これを特定秘密として取り扱うことを要しないように記さなければならない。また、指定の理由の中には、当該情報が指定の要件を満たしていると判断する理由を明記することとする。

(3)～(6) (略)

4～7 (略)

III 特定秘密の指定の有効期限の満了、延長、解除等

(略)

IV 適性評価の実施

1・2 (略)

3 評価対象者の選定

(1) 名簿の提出

ア 特定秘密管理者は、当該行政機関の職員として特定秘密の取扱いの業務を行わせるために適性評価を実施する必要があると認めるときは、その者の氏名、生年月日、所属する部署、役職名、特定秘密保護法第12条第1項各号のうち該当する号、同項第3号に該当する場合には該当すると認める理由その他評価対象者の選定に当たって参考となる事項を記載し、又は記録した名簿を作成し、これを適性評価実施責任者に提出する。

なお、評価対象者の選定に当たっては、執務環境を含む業務の実情を踏まえ、特定秘密の取扱いの業務を行わせる必要性の有無を的確に判断するとともに、人事異動等に伴う適性評価の要否やその行政機関において実施された直近の適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められる旨の通知があった日から5年を経過していないことを漏れなく確認するものとする。

イ～エ (略)

(2)・(3) (略)

4 (略)

5 調査の実施

(1)・(2) (略)

(3) 人事管理情報等による確認

適性評価実施担当者は、質問票に記載又は記録された事項等について誤りがないかどうかなどを確認するため、当該行政機関内の部署、適合事業者、過去に評価対象者を雇用していた事業者等に対し、職歴、懲戒の経歴、情報の取扱いに係る非違の経歴その他の人事管理業務等を通じて得られた評価対象者に関する必要な情報の報告を求めるものとする。

(4) 公務所又は公私の団体に対する照会

ア 適性評価実施担当者は、質問票に記載又は記録された事項等について誤りがないかどうかなどを確認するため、公務所又は公私の団体に

III 特定秘密の指定の有効期限の満了、延長、解除等

(略)

IV 適性評価の実施

1・2 (略)

3 評価対象者の選定

(1) 名簿の提出

ア 特定秘密管理者は、当該行政機関の職員として特定秘密の取扱いの業務を行わせるために適性評価を実施する必要があると認めるときは、その者の氏名、生年月日、所属する部署、役職名、特定秘密保護法第12条第1項各号のうち該当する号、同項第3号に該当する場合には該当すると認める理由その他評価対象者の選定に当たって参考となる事項を記載し、又は記録した名簿を作成し、これを適性評価実施責任者に提出する。

イ～エ (略)

(2)・(3) (略)

4 (略)

5 調査の実施

(1)・(2) (略)

(3) 人事管理情報等による確認

適性評価実施担当者は、質問票に記載又は記録された事項等について疑問点が生じ、これを確認するなどの必要があるときは、当該行政機関内の部署、適合事業者、過去に評価対象者を雇用していた事業者等に対し、評価対象者に関する情報（以下「人事管理情報等」という。）の報告を求めることができる。

(4) 評価対象者に対する面接等

適性評価実施担当者は、質問票に記載又は記録された事項等について疑問点が生じ、これを確認するなどの必要があるときは、評価対象者本

照会して、海外に居住し、又は渡航した経歴、犯罪の経歴、信用状態その他の事項について必要な報告を求めるものとする。

イ 特に、行政機関以外への照会については、相手方の業務上の負担に十分配意し、効率的な方法により行うよう努めるものとする。

ウ 照会に当たっては、別添7の「適性評価のための照会書」（当該照会書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「照会書」という。）を照会先に交付することにより行うものとする。ただし、照会先において照会書の交付を要しないとした場合は、この限りでない。

エ 照会先の求めがあったときは、評価対象者が提出した別添2-2の「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」の写しを提示し、又は交付するものとする。

(5) 評価対象者に対する面接等

適性評価実施担当者は、質問票に記載又は記録された事項等について誤りがないかどうかなどを確認するため、評価対象者本人に対する面接を実施するものとする。この面接は、勤務地が遠隔地にあるなどの事情があるときは、評価対象者の負担軽減のため、通信の方法（映像及び音声により相手の状態を相互に認識しながら行うものに限る。）により実施して差し支えない。面接に際し、評価対象者本人であることを確認するため必要があるときは、身分証明書の提示を求めることができる。

また、評価対象者に質問した事項を確認するなどの必要があるときは、評価対象者に資料の提出を求めることができる。

(6) 留意事項

ア 調査は、質問票及び調査票に記載又は記録された事項について、疑問点、矛盾点その他の事実を明らかにすべき事項がないかどうか確認し、必要な裏付け調査を尽くした上で、評価対象者に対する面接を効果的に実施することで、特定秘密を漏らすおそれがないかどうかについて的確に判断するよう努めなければならない。ただし、調査を適切に実施するため必要があるときは、これらの手続の順序を入れ替えて実施することを妨げない。

イ・ウ （略）

人に対する面接を実施する。この場合において、評価対象者本人であることを確認するため必要があるときは、身分証明書の提示を求めることができる。

また、評価対象者に質問した事項を確認するなどの必要があるときは、評価対象者に資料の提出を求めることができる。

(5) 公務所又は公私の団体に対する照会

ア 適性評価実施担当者は、評価対象者について保有し、又は調査により収集した情報のみによっては質問票に記載又は記録された事項等について疑問点が解消されず、これを確認するなどの必要があるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な報告を求めるものとする。特に、行政機関以外への照会については、調査のための補完的な措置として、必要最小限となるようにしなければならない。

イ 照会に当たっては、別添7の「適性評価のための照会書」（当該照会書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「照会書」という。）を照会先に交付することにより行うものとする。ただし、照会先において照会書の交付を要しないとした場合は、この限りでない。

ウ 照会先の求めがあったときは、評価対象者が提出した別添2-2の「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」の写しを提示し、又は交付するものとする。

(6) 留意事項

ア 調査は、質問票及び調査票に記載又は記録された事項について、必要に応じ、人事管理情報等と照合するとともに、評価対象者に面接を実施するなどして、疑問点、矛盾点その他の事実を明らかにすべき事項がないかどうか確認することを基本とし、これにより疑問点が解消されない場合等に、公務所等への照会を行うものとする。ただし、調査を適切に実施するため必要があるときは、これらの手続の順序を入れ替えて実施することを妨げない。

イ・ウ （略）

6・7 (略)

8 苦情の申出とその処理

(1) (略)

(2) 苦情の申出

苦情の申出は、評価対象者が、その氏名、生年月日、所属する部署、役職名及び連絡先並びに具体的な苦情の内容を明らかにし、苦情受理窓口に提出することにより行うものとする。

(3)・(4) (略)

(5) 留意事項等

ア (略)

イ 特定秘密保護法第14条第1項に規定する苦情の申出は、適性評価の結果、調査方法など、評価対象者について実施された適性評価について、当該評価対象者が行うことができる。評価対象者が適性評価の実施に同意しなかったことや同意を取り下げたことにより不利益な取扱いを受けたことなどについての当該評価対象者からの苦情のほか、適性評価に関し質問又は照会を受けた者など評価対象者以外の者からの適性評価に関する苦情については、特定秘密保護法第14条に規定する苦情には当たらないが、苦情受理窓口においてこれを受理し、苦情処理手続に準じて、これを誠実に処理するものとする。

9 適性評価実施後の措置

(1) 行政機関の職員が特定秘密保護法第12条第1項第3号に該当する可能性がある場合の措置

ア 特定秘密の取扱いの業務を行う行政機関の職員の上司等は、当該職員について以下の事情があると認めた場合には、速やかにこれを当該職員が取扱いの業務を行う特定秘密に係る特定秘密管理者に報告するものとする。なお、特定秘密管理者は、当該職員に関し特定秘密保護法第12条第1項第3号の事情を上司等が遅滞なく把握できるよう、当該上司等に対し、当該職員との面談の機会等を活用して、当該職員について以下的事情が生じていないか年1回以上確認させるものとする。

(ア)～(ケ) (略)

イ・ウ (略)

(2) 適合事業者の従業者が特定秘密保護法第12条第1項第3号に該当する可能性がある場合の措置

ア 行政機関の長は、以下に掲げる事項について、契約で定めるものとする。

6・7 (略)

8 苦情の申出とその処理

(1) (略)

(2) 苦情の申出

苦情の申出は、適性評価の結果の通知を受けた評価対象者が、その氏名、生年月日、所属する部署、役職名及び連絡先並びに具体的な苦情の内容を明らかにし、苦情受理窓口に提出することにより行うものとする。

(3)・(4) (略)

(5) 留意事項等

ア (略)

イ 特定秘密保護法第14条第1項に規定する苦情の申出は、適性評価の結果、調査方法など、評価対象者について実施された適性評価について、当該評価対象者が行うことができる。適性評価に関し質問又は照会を受けた者など評価対象者以外の者からの適性評価に関する苦情については、特定秘密保護法第14条に規定する苦情には当たらないが、苦情受理窓口においてこれを受理し、苦情処理手続に準じて、これを誠実に処理するものとする。

9 適性評価実施後の措置

(1) 行政機関の職員が特定秘密保護法第12条第1項第3号に該当する可能性がある場合の措置

ア 特定秘密の取扱いの業務を行う行政機関の職員の上司等は、当該職員について以下の事情があると認めた場合には、速やかにこれを当該職員が取扱いの業務を行う特定秘密に係る特定秘密管理者に報告するものとする。

(ア)～(ケ) (略)

イ・ウ (略)

(2) 適合事業者の従業者が特定秘密保護法第12条第1項第3号に該当する可能性がある場合の措置

ア 行政機関の長は、以下に掲げる事項について、契約で定めるものとする。

(ア) 特定秘密保護法第5条第4項又は第8条第1項に規定する契約に基づき特定秘密を保有し又は提供される適合事業者は、当該契約により特定秘密の取扱いの業務を行う従業者について(1)アの事情があると認めた場合には、速やかにこれを契約先の行政機関における当該特定秘密に係る特定秘密管理者に報告すること。また、当該従業者との面談の機会等を活用して、当該従業者について(1)アの事情が生じていないか年1回以上確認すること。

(イ)～(エ) (略)

イ・ウ (略)

10 適性評価に関する個人情報等の管理

(1) (略)

(2) 行政機関における個人情報等の管理

ア (略)

イ 適性評価に関する文書等に含まれる個人情報の管理については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び同法第66条の規定に基づき各行政機関が定める個人情報の適切な管理のための規程による。また、個人情報を保護するための情報セキュリティ対策については、サイバーセキュリティ戦略本部等が定める「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に基づき、適切に行う。

ウ～カ (略)

(3)・(4) (略)

11 (略)

12 適性評価の実施に関する関係行政機関の協力

(1) 相互協力

関係行政機関の長は、評価対象者についての照会があった場合に必要な事項の報告を行うなど、適性評価の実施のために相互に協力するものとする。

(2) 過去に実施した適性評価の過程で得られた情報の提供等

ア 他の行政機関で適性評価を受けたことがある職員又は適合事業者の従業者の適性評価を実施する行政機関の長は、当該他の行政機関の長に対し、過去に実施した適性評価の際に記載又は記録された質問票や調査票、これらに係る回答内容その他の過去に実施した適性評価の過程で得た情報の提供を求めることにより、評価対象者の負担軽減を図りつつ、新たな適性評価を効率的かつ効果的に実施するよう努めるも

(ア) 特定秘密保護法第5条第4項又は第8条第1項に規定する契約に基づき特定秘密を保有し又は提供される適合事業者は、当該契約により特定秘密の取扱いの業務を行う従業者について(1)アの事情があると認めた場合には、速やかにこれを契約先の行政機関における当該特定秘密に係る特定秘密管理者に報告すること。

(イ)～(エ) (略)

イ・ウ (略)

10 適性評価に関する個人情報等の管理

(1) (略)

(2) 行政機関における個人情報等の管理

ア (略)

イ 適性評価に関する文書等に含まれる個人情報の管理については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び同法第6条の規定に基づき各行政機関が定める個人情報の適切な管理のための規程による。また、個人情報を保護するための情報セキュリティ対策については、サイバーセキュリティ戦略本部等が定める「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に基づき、適切に行う。

ウ～カ (略)

(3)・(4) (略)

11 (略)

12 適性評価の実施に関する関係行政機関の協力

関係行政機関の長は、評価対象者についての照会があった場合に必要な事項の報告を行い、また、出向又は併任（以下「出向等」という。）により他の行政機関において勤務することとなった職員の適性評価の実施に当たって必要な情報提供を行うなど、適性評価の実施のために相互に協力するものとする。関係行政機関の長による相互協力により、出向等先の適性評価を実施する行政機関の長が、出向等元の行政機関の長に対し、出向等により特定秘密の取扱いの業務を新たに行うこと見込まれることとなった職員に係る過去に実施した適性評価の際に記載又は記録された質問票や調査票、これらに係る回答内容その他の過去に実施した適性評価の過程で得た情報の提供を求める場合には、出向等先の適性評価を実施する行政機関の長において、評

のとする。

イ 重要経済安保情報保護活用法の規定に基づく適性評価を受けたことがある者について、特定秘密保護法の規定に基づく適性評価を実施する場合も、アに倣うものとする。

ウ 行政機関の長は、適性評価の判断に当たって、関係行政機関の長が過去に実施した適性評価の過程で得た情報を活用することができるが、自らの事務として適切に調査を行った上で、6に基づき、総合的に判断するものとする。その際、行政機関の長は、他の行政機関の職員及び他の行政機関が契約する適合事業者の従業者についての適性評価の調査を代行してはならない。

13 (略)

V 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための措置等

1～3 (略)

4 通報窓口の設置と処理

(1) 通報の処理の枠組み

内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長は、特定秘密の取扱いの業務を行う者若しくは行っていた者又は特定秘密保護法第4条第5項、第9条、第10条若しくは第18条第4項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者（以下「取扱業務者等」という。）が、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料する場合に行う通報を受け付け、処理するため、窓口（以下「通報窓口」という。）を設置し、公表するものとする。通報窓口においては、当該通報に限らず、特定秘密の漏えい、各行政機関が定める保護措置に係る違反行為その他の特定秘密保護法、施行令、本運用基準及び関連規程に違反する行為（以下「違反行為」という。）に関する通報を広く受け付けるものとする。ただし、内閣府独立公文書管理監が設置する通報窓口においては、内閣府本府組織令第3条の2第1号イに掲げる事務に係る通報に限り受け付けるものとする。

(2) 通報の処理

ア 行政機関に対する通報

（ア）取扱業務者等は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書

価対象者からあらかじめ上記4(2)アの同意書の提出を受けるものとする。

なお、行政機関の長は、適性評価の判断に当たって、関係行政機関の長が過去に実施した適性評価の過程で得た情報を活用することができるが、自らの事務として適切に調査を行った上で、上記6に基づき、総合的に判断するものとする。

また、行政機関の長は、他の行政機関の職員及び他の行政機関が契約する適合事業者の従業者についての適性評価の調査を代行してはならない。

13 (略)

V 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための措置等

1～3 (略)

4 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正に関する通報

(1) 通報の処理の枠組み

内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長は、特定秘密の取扱いの業務を行う者若しくは行っていた者又は特定秘密保護法第4条第5項、第9条、第10条若しくは第18条第4項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者（以下「取扱業務者等」という。）が、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料する場合に行う通報を受け付け、処理するため、窓口（以下「通報窓口」という。）を設置し、公表するものとする。

(2) 通報の処理

ア 行政機関に対する通報

（ア）取扱業務者等は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書

ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないこと
その他の違反行為があると思料するときは、当該違反行為に係る行政機関の通報窓口に対し、その旨の通報をすることができる。この場合において、取扱業務者等は、特定秘密指定管理簿に記載又は記録された特定秘密の概要や特定秘密が記録された文書の番号を用いるなどし、通報行為が特定秘密の漏えいに当たらないよう注意しなければならない。

(イ)・(ウ) (略)

(エ) 行政機関の長は、調査の結果、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないことその他の違反行為が明らかになったときは、速やかに当該指定の解除、当該特定行政文書ファイル等の適正な管理その他の適切な措置を講ずるものとする。

(オ) (略)

(カ) 行政機関の長は、通報を処理したときは、その内容を内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。ただし、内閣府本府組織令第3条の2第1号イに掲げる事務に係るものに限る。

イ 内閣府独立公文書管理監に対する通報

(ア) 取扱業務者等は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないことその他の違反行為があると思料するときは、内閣府独立公文書管理監の通報窓口に対し、その旨の通報をすることができる。この場合において、取扱業務者等は、特定秘密指定管理簿に記載又は記録された特定秘密の概要や特定秘密が記録された文書の番号を用いるなどし、通報行為が特定秘密の漏えいに当たらないよう注意しなければならない。

(イ)・(ウ) (略)

(エ) 通報の受理に關し、内閣府独立公文書管理監は、必要があると認めるときは、関係する行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出若しくは説明を求め、又は実地調査をすることができる。

(オ)・(カ) (略)

(キ) 内閣府独立公文書管理監は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないことその他の違反行為があると認めるときは、当該特定秘密

ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料するときは、当該特定秘密の指定及びその解除又は当該特定行政文書ファイル等の管理に係る行政機関の通報窓口に対し、その旨の通報をすることができる。この場合において、取扱業務者等は、特定秘密指定管理簿に記載又は記録された特定秘密の概要や特定秘密が記録された文書の番号を用いるなどし、特定秘密を漏らしてはならない。

(イ)・(ウ) (略)

(エ) 行政機関の長は、調査の結果、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないことが明らかになったときは、速やかに当該指定の解除、当該特定行政文書ファイル等の適正な管理その他の適切な措置を講ずるものとする。

(オ) (略)

(カ) 行政機関の長は、通報を処理したときは、その内容を内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

イ 内閣府独立公文書管理監に対する通報

(ア) 取扱業務者等は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料するときは、内閣府独立公文書管理監の通報窓口に対し、その旨の通報をすることができる。この場合において、取扱業務者等は、特定秘密指定管理簿に記載又は記録された特定秘密の概要や特定秘密が記録された文書の番号を用いるなどし、特定秘密を漏らしてはならない。

(イ)・(ウ) (略)

(エ) 通報を受理した内閣府独立公文書管理監は、必要があると認めるときは、(イ)の通知に係る行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出若しくは説明を求め、又は実地調査をすることができる。

(オ)・(カ) (略)

(キ) 内閣府独立公文書管理監は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと認めるときは、当該特定秘密の指定及びその解除をし、又

の指定及びその解除をし、又は特定行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該指定の解除、当該特定行政文書ファイル等の適正な管理その他の是正等を求めるものとする。

(イ)・(カ) (略)

(3) (略)

5 (略)

6 その他の遵守すべき事項

(1)～(3) (略)

(4) 行政機関の長は、特定秘密の取扱いの業務に従事する当該行政機関の職員に対し、特定秘密である情報を記録する行政文書の管理等を適正かつ効果的に行うために必要な特定秘密保護法、公文書管理法及び情報公開法等に関する知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。また、職員の保全意識の高揚を図るため、職員に対する特定秘密の保護に関する教育において、これまでに発生した不適正事案やそれを踏まえた教訓事項等についても詳細に教示し、より一層効果的なものとなるよう実施の時期や方法を工夫するなど、その充実強化を図るものとする。

(5) 行政機関の長は、特定秘密の取扱いの業務の適正を確保するため、当該業務に対する検査について、定期的なものと臨時的なものを効果的に組み合わせて実施するほか、検査する項目についても対象とする業務の実態を踏まえて隨時見直すなど、その実効性の向上を図るものとする。

(6) 行政機関の長は、適合事業者の選定に際し、指定をした特定秘密を適合事業者に保有させ、又は提供することができるのは、当該適合事業者に保有させ、又は提供しなければ当該行政機関の所掌事務の遂行が立ちゆかないような、いわば非代替性が認められる場合に限定されるという特定秘密保護法の趣旨に留意するものとする。

(7) (略)

(8) 行政機関の長は、特定秘密の漏えいその他著しく不適正な取扱いをした事実があると認めるときは、事案の概要、発生の原因、再発防止のため講じようとする対策その他必要な事項を審査会に早期に報告するものとする。調査に長期間を要する見込みであるなど早期の報告が困難な事情がある場合においては、適時に中間報告を行うよう努めなければならぬ。

VI 本運用基準の見直し

は特定行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該指定の解除、当該特定行政文書ファイル等の適正な管理その他の是正を求めるものとする。

(イ)・(カ) (略)

(3) (略)

5 (略)

6 その他の遵守すべき事項

(1)～(3) (略)

(4) 行政機関の長は、特定秘密の取扱いの業務に従事する当該行政機関の職員に対し、特定秘密である情報を記録する行政文書の管理等を適正かつ効果的に行うために必要な特定秘密保護法、公文書管理法及び情報公開法等に関する知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

(新規)

(新規)

(5) (略)

(新規)

VI 本運用基準の見直し

(略)

VII 本運用基準の施行日

(略)

(略)

VII 本運用基準の施行日

(略)

別添1

年　月　日

様

大臣

適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）

あなたは、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）に基づいて実施される適性評価の対象者となりました。特定秘密保護法では、同法に定められた事項をあなたにお知らせし、あなたの同意が得られた場合に適性評価を実施することとされています。適性評価の実施に同意するか否かは、あなたが自由に決めることができます。このお知らせをよく読んで、適性評価の実施に同意するか否かを判断してください。

1 適性評価を実施する趣旨

- (1) 特定秘密保護法は、安全保障上の秘匿性の高い情報の漏えいを防止し、国と国民の安全を確保することを目的としており、我が国の安全保障に関し特に秘匿することが必要な情報について、特定秘密として指定し、その漏えいを防止するため、これを取り扱う者を制限したり、これを漏えいした場合の罰則を規定したりしています。
- (2) 適性評価は、特定秘密保護法に基づき、
 - ア 特定秘密の取扱いの業務（以下「取扱業務」といいます。）を新たに行なうことが見込まれることとなった者（特定秘密保護法第12条第1項第1号）
 - イ 行政機関の保有する特定秘密について、取扱業務を現に行い、かつ、直近に実施された適性評価の結果が通知された日から5年を経過した後も、取扱業務を引き続き行なうことが見込まれる者（特定秘密保護法第12条第1項第2号）
 - ウ 行政機関の長が直近に実施した適性評価において取扱業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き特定秘密を漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの（特定秘密保護法第12条第1項第3号）に対して行なうもので、取扱業務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないことについて評価を行います。
- (3) 特定秘密保護法では、適性評価の結果、取扱業務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められた人でなければ、取扱業務を行うことができないとされています。
- (4) 取扱業務を行なう者がその業務により知り得た特定秘密を故意又は過失により漏らしたときは、特定秘密保護法に基づき罰せられることがあります。
- (5) あなたについて適性評価を行なう者は、大臣となります。
- (6) 今般あなたが適性評価の対象者となったのは、あなたが、特定秘密保護法第12条第1項第3号に掲げる者に該当すると認めたためです。特定秘密保護法第11条により、あなたは、この告知を受けて以降、取扱業務を行うことができなくなります。ただし、あなたの同意があり、今後実施する適性評価において、取扱業務を行なった場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められたときは、再び、取扱業務を行うことができます。

別添1

年　月　日

様

大臣

適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）

あなたは、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）に基づいて実施される適性評価の対象者となりました。特定秘密保護法では、同法に定められた事項をあなたにお知らせし、あなたの同意が得られた場合に適性評価を実施することとされています。適性評価の実施に同意するか否かは、あなたが自由に決めることができます。このお知らせをよく読んで、適性評価の実施に同意するか否かを判断してください。

1 適性評価を実施する趣旨

- (1) 特定秘密保護法は、安全保障上の秘匿性の高い情報の漏えいを防止し、国と国民の安全を確保することを目的としており、我が国の安全保障に関し特に秘匿することが必要な情報について、特定秘密として指定し、その漏えいを防止するため、これを取り扱う者を制限したり、これを漏えいした場合の罰則を規定したりしています。
- (2) 適性評価は、特定秘密保護法に基づき、
 - ア 特定秘密の取扱いの業務（以下「取扱業務」といいます。）を新たに行なうことが見込まれることとなった者（特定秘密保護法第12条第1項第1号）
 - イ 行政機関の保有する特定秘密について、取扱業務を現に行い、かつ、直近に実施された適性評価の結果が通知された日から5年を経過した後も、取扱業務を引き続き行なうことが見込まれる者（特定秘密保護法第12条第1項第2号）
 - ウ 行政機関の長が直近に実施した適性評価において取扱業務を行なった場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き特定秘密を漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの（特定秘密保護法第12条第1項第3号）に対して行なうもので、取扱業務を行なった場合に特定秘密を漏らすおそれがないことについて評価を行います。
- (3) 特定秘密保護法では、適性評価の結果、取扱業務を行なった場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められた人でなければ、取扱業務を行なうことができないとされています。
- (4) 取扱業務を行なう者がその業務により知り得た特定秘密を故意又は過失により漏らしたときは、特定秘密保護法に基づき罰せられることがあります。
- (5) あなたについて適性評価を行なう者は、大臣となります。
- (6) 今般あなたが適性評価の対象者となったのは、あなたが、特定秘密保護法第12条第1項第3号に掲げる者に該当すると認めたためです。特定秘密保護法第11条により、あなたは、この告知を受けて以降、取扱業務を行なうことができなくなります。ただし、あなたの同意があり、今後実施する適性評価において、取扱業務を行なった場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められたときは、再び、取扱業務を行なうことができます。

※該当する場合に追記

※ 詳細は特定秘密保護法第11条から第17条まで、第23条、第27条を御覧ください。

2 適性評価で調査する事項

適性評価においては、特定秘密保護法に定められた次に掲げる事項について調査します。
なお、以下に記載する事項に該当する事実があるからといって、特定秘密を漏らすおそれがないと認められないと直ちに判断されるものではありません。

(1) 特定有害活動（注1）及びテロリズム（注2）との関係に関する事項

特定有害活動やテロリズムを行ったことがある、あるいは、支援したことがあるか、特定有害活動やテロリズムを行う団体のメンバーだったことがある、あるいは、現在メンバーであるか、こうした団体を支援したことがある、あるいは、現在支援しているか、外国との関係を含め、こうした団体からの働き掛けを受けた場合に協力せざるを得ない関係になつてないかについて調査します。

なお、外国との関係があることをもって、特定有害活動やテロリズムとの関係があると直ちに判断されるものではありません。

また、あなたの家族や同居人についても、その氏名、生年月日、国籍及び住所に限り調査します。このことを家族や同居人にお知らせいただきても差し支えありません。この調査は、あなたに対する外国の情報機関等からの働き掛けの有無を確認する上での参考とするためであり、これらの事項以外の事項について調査することはありません。

(2) 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

過去に罪を犯し、有罪の判決（執行猶予が付いているものも含みます。）を受けたことがあるか、又は職業上の懲戒処分を受けたことがあるかについて調査します。

(3) 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項

使用してはならないとされている記録媒体に情報を保存したり、必要な手続を経ずに文書を複写したり、職務に関連した事項をインターネット上のサイトに公表したりするなどして、文書やシステムの管理に関する規則等に違反し、職業上の懲戒処分や懲戒処分には至らない上司からの指導監督上の措置（訓告、厳重注意等）を受けたことがあるかについて調査します。

(4) 薬物の濫用及び影響に関する事項

所持や使用等が禁止されている薬物を所持したり使用したりしたことがあるかや、疾病的治療のための薬物を用量を著しく超えて服用したことがあるかについて調査します。

(5) 精神疾患に関する事項

アルコール依存症、統合失調症などの精神疾患により自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈しているかについて調査します。

なお、精神疾患に関し、治療やカウンセリングを受けたことがあるとの事実をもって、特定秘密を漏らすおそれがないと認められないと直ちに判断されることはありません。必要な場合には、医療機関等に照会した上で、具体的な症状や治療の経過、再発の可能性等を踏まえ、特定秘密を漏らすおそれがないかどうか判断されます。

(6) 飲酒についての節度に関する事項

飲酒を原因として、けんかなどのトラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたりしたことがあるかについて調査します。

※該当する場合に追記

※ 詳細は特定秘密保護法第11条から第17条まで、第23条、第27条を御覧ください。

2 適性評価で調査する事項

適性評価においては、特定秘密保護法に定められた次に掲げる事項について調査します。
なお、以下に記載する事項に該当する事実があるからといって、特定秘密を漏らすおそれがないと認められないと直ちに判断されるものではありません。

(1) 特定有害活動（注1）及びテロリズム（注2）との関係に関する事項

特定有害活動やテロリズムを行ったことがある、あるいは、支援したことがあるか、特定有害活動やテロリズムを行う団体のメンバーだったことがある、あるいは、現在メンバーであるか、こうした団体を支援したことがある、あるいは、現在支援しているか、外国との関係を含め、こうした団体からの働き掛けを受けた場合に協力せざるを得ない関係になつてないかについて調査します。

なお、外国との関係があることをもって、特定有害活動やテロリズムとの関係があると直ちに判断されるものではありません。

また、あなたの家族や同居人についても、その氏名、生年月日、国籍及び住所に限り調査します。このことを家族や同居人にお知らせいただきても差し支えありません。この調査は、あなたに対する外国の情報機関等からの働き掛けの有無を確認する上での参考とするためであり、これらの事項以外の事項について調査することはありません。

(2) 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

過去に罪を犯し、有罪の判決（執行猶予が付いているものも含みます。）を受けたことがあるか、又は職業上の懲戒処分を受けたことがあるかについて調査します。

(3) 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項

使用してはならないとされている記録媒体に情報を保存したり、必要な手続を経ずに文書を複写したり、職務に関連した事項をインターネット上のサイトに公表したりするなどして、文書やシステムの管理に関する規則等に違反し、職業上の懲戒処分や懲戒処分には至らない上司からの指導監督上の措置（訓告、厳重注意等）を受けたことがあるかについて調査します。

(4) 薬物の濫用及び影響に関する事項

所持や使用等が禁止されている薬物を所持したり使用したりしたことがあるかや、疾病的治療のための薬物を用量を著しく超えて服用したことがあるかについて調査します。

(5) 精神疾患に関する事項

アルコール依存症、統合失調症などの精神疾患により自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈しているかについて調査します。

なお、精神疾患に関し、治療やカウンセリングを受けたことがあるとの事実をもって、特定秘密を漏らすおそれがないと認められないと直ちに判断されることはありません。必要な場合には、医療機関等に照会した上で、具体的な症状や治療の経過、再発の可能性等を踏まえ、特定秘密を漏らすおそれがないかどうか判断されます。

(6) 飲酒についての節度に関する事項

飲酒を原因として、けんかなどのトラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたりしたことがあるかについて調査します。

(7) 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

住宅、車両及び耐久消費財の購入並びに教育といった一般的な目的とは異なる借入れがあるか、金銭債務の不履行があるか、自己の資力に照らし不相応な金銭消費があるかなど、経済的な状況について調査します。

(注1)「特定有害活動」とは、

- 公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動（いわゆるスパイ活動等）
 - ① 核兵器、② 軍用の化学製剤や細菌製剤、③ ②の散布のための装置、④ ①～③を運搬することができるロケットや無人航空機、⑤ ①～④の開発や製造、使用、貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物の輸出や輸入のための活動（大量破壊兵器の拡散を助ける活動等）
 - その他の活動（例えば、日本人を拉致する活動や、我が国において非合法活動を行う団体に資金等を援助する活動、脅迫、贈賄などの不当な手段を用いて政府高官に公務において一定の行動をとらせる活動等があります）
- であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国や国民の安全を著しく害する活動や害するおそれのある活動をいいます。
- (注2)「テロリズム」とは、政治上その他の主義主張に基づき、国家や他人にこれを強要する目的や社会に不安や恐怖を与える目的で、人を殺傷したり、重要な施設その他の物（例えば、国会・政府・裁判所の建物、空港などの交通施設や通信インフラその他の社会インフラ等がこれに当たります。）を破壊するための活動をいいます。

3 調査の方法

- (1) 適性評価の実施に同意する場合には、「質問票（適性評価）」（当該質問票に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に必要事項を記載し、又は記録していただきます。この質問票を基に、2で列挙した事項について調査します。調査においては、適性評価の実施を担当する職員（以下「適性評価実施担当者」といいます。）が、あなたやあなたの上司や同僚などの知人その他の関係者に対し、面接等により、質問票に記載又は記録された事項についての疑問点を確認するため、あなたに関する質問を行なうことがあります。
- (2) また、あなたに資料の提出を求めたり、公務所や公私の団体（例えば、医療機関、信用情報機関があります。）に照会して必要な事項（例えば、あなたの精神疾患の具体的な症状や、借入れの状況があります。）の報告を求めたりすることがあります。その際、公務所や公私の団体に対し、調査を行うため必要な範囲内であなたに関する情報を回答してもらうことについて、あなたが同意していることを明らかにするため、あなたが提出した「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」（当該同意書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）の写しを提示又は交付することができます。
- (3) なお、質問票への回答のほか、今回の調査において聞かれたことに対しては、あなたが確認できる限りの事実を具体的に、漏れなくかつ正確に答えてください。回答を求められた事項に関して回答を拒否したり、虚偽的回答をしたりするなど、調査に必要な協力をしなかつた場合には、適性評価の結果に影響を及ぼすことがあります。

4 評価

上記の調査結果を基に、大臣は、あなたが取扱業務を行った場合に特定秘密を漏らすお

(7) 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

住宅、車両及び耐久消費財の購入並びに教育といった一般的な目的とは異なる借入れがあるか、金銭債務の不履行があるか、自己の資力に照らし不相応な金銭消費があるかなど、経済的な状況について調査します。

(注1)「特定有害活動」とは、

- 公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動（いわゆるスパイ活動等）
 - ① 核兵器、② 軍用の化学製剤や細菌製剤、③ ②の散布のための装置、④ ①～③を運搬することができるロケットや無人航空機、⑤ ①～④の開発や製造、使用、貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物の輸出や輸入のための活動（大量破壊兵器の拡散を助ける活動等）
 - その他の活動（例えば、日本人を拉致する活動や、我が国において非合法活動を行う団体に資金等を援助する活動、脅迫、贈賄などの不当な手段を用いて政府高官に公務において一定の行動をとらせる活動等があります）
- であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国や国民の安全を著しく害する活動や害するおそれのある活動をいいます。
- (注2)「テロリズム」とは、政治上その他の主義主張に基づき、国家や他人にこれを強要する目的や社会に不安や恐怖を与える目的で、人を殺傷したり、重要な施設その他の物（例えば、国会・政府・裁判所の建物、空港などの交通施設や通信インフラその他の社会インフラ等がこれに当たります。）を破壊するための活動をいいます。

3 調査の方法

- (1) 適性評価の実施に同意する場合には、「質問票（適性評価）」（当該質問票に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に必要事項を記載し、又は記録していただきます。この質問票を基に、2で列挙した事項について調査します。調査においては、適性評価の実施を担当する職員（以下「適性評価実施担当者」といいます。）が、あなたやあなたの上司や同僚などの知人その他の関係者に対し、面接等により、質問票に記載又は記録された事項についての疑問点を確認するため、あなたに関する質問を行なうことがあります。
- (2) また、あなたに資料の提出を求めたり、公務所や公私の団体（例えば、医療機関、信用情報機関があります。）に照会して必要な事項（例えば、あなたの精神疾患の具体的な症状や、借入れの状況があります。）の報告を求めたりすることがあります。その際、公務所や公私の団体に対し、調査を行うため必要な範囲内であなたに関する情報を回答してもらうことについて、あなたが同意していることを明らかにするため、あなたが提出した「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」（当該同意書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）の写しを提示又は交付することができます。
- (3) なお、質問票への回答のほか、今回の調査において聞かれたことに対しては、あなたが確認できる限りの事実を具体的に、漏れなくかつ正確に答えてください。回答を求められた事項に関して回答を拒否したり、虚偽的回答をしたりするなど、調査に必要な協力をしなかつた場合には、適性評価の結果に影響を及ぼすことがあります。

4 評価

上記の調査結果を基に、大臣は、あなたが取扱業務を行った場合に特定秘密を漏らすお

それがないかどうか評価を行います。

評価は、個別具体的な事情を十分に考慮して、総合的に行うこととなります。

評価の結果、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかつた場合には、取扱業務を行うことはできません。

5 結果・理由の通知

評価結果は、あなたにお知らせします。

特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかつた場合には、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内で、その理由もお知らせします。

ただし、あなたが理由の通知を希望しない場合はお知らせしません。理由の通知を希望しない場合には、「適性評価の実施についての同意書」(当該同意書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)に欄がありますので、必要事項を記載し、又は記録してください。

なお、理由の通知の希望の有無は、「適性評価の実施についての同意書」を提出した後でも変更できます。この場合には、あなたの氏名、生年月日、所属する部署、役職名及び連絡先並びに理由の通知についての希望の変更内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を適性評価実施担当者に提出してください。

また、今回の適性評価に関してあなたを雇用する事業者【と派遣先の事業者※従業者が派遣労働者である場合に追記】に対しては、適性評価が実施された場合にはその結果が、あなたが同意をしなかつたことにより適性評価が実施されなかつた場合やあなたが同意を取り下げたことにより適性評価の手続が中止された場合にはその旨が通知されます。ただし、事業者に対しては、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかつた場合の理由は通知されません(あなたには通知されます)。また、調査によって判明した事柄も通知されません。

※従業者の場合に追記

6 苦情の申出

通知された適性評価の結果や調査方法など、あなたについて実施された適性評価や、適性評価の実施に同意しなかつたことにより不利益な取扱いを受けたことなどについて苦情がある場合は、書面で、大臣に対し、苦情の申出することができます。この苦情を申し出たことにより、あなたが不利益な取扱いを受けることはありません。

7 適性評価の実施に当たって取得する個人情報の取扱い

適性評価の実施に当たって取得する個人情報(適性評価の結果や、あなたが適性評価の実施に同意しなかつた場合におけるその事実を含みます。)を、適性評価を実施した省【やあなたを雇用等する事業者※従業者の場合に追記】が、法令に基づく場合を除き、特定秘密の保護以外の目的のために、自ら利用したり、他の行政機関等に提供したりすることはございません。また、適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行った際に特定秘密を漏らすおそれがないことについての評価であり、人事評価又はその他の能力の実証を行うものではなく、人事評価のために適性評価の結果を用いることは特定秘密保護法の規定により明確に禁じられています。

ただし、適性評価を実施した結果、あなたが懲戒処分等の対象となる疑いが生じた場合は、この限りではありません。

※行政機関の職員の場合に追記

それがないかどうか評価を行います。

評価は、個別具体的な事情を十分に考慮して、総合的に行うこととなります。

評価の結果、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかつた場合には、取扱業務を行うことはできません。

5 結果・理由の通知

評価結果は、あなたにお知らせします。

特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかつた場合には、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内で、その理由もお知らせします。

ただし、あなたが理由の通知を希望しない場合はお知らせしません。理由の通知を希望しない場合には、「適性評価の実施についての同意書」(当該同意書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)に欄がありますので、必要事項を記載し、又は記録してください。

なお、理由の通知の希望の有無は、「適性評価の実施についての同意書」を提出した後でも変更できます。この場合には、あなたの氏名、生年月日、所属する部署、役職名及び連絡先並びに理由の通知についての希望の変更内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を適性評価実施担当者に提出してください。

また、今回の適性評価に関してあなたを雇用する事業者【と派遣先の事業者※従業者が派遣労働者である場合に追記】に対しては、適性評価が実施された場合にはその結果が、あなたが同意をしなかつたことにより適性評価が実施されなかつた場合やあなたが同意を取り下げたことにより適性評価の手続が中止された場合にはその旨が通知されます。ただし、事業者に対しては、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかつた場合の理由は通知されません(あなたには通知されます)。また、調査によって判明した事柄も通知されません。

※従業者の場合に追記

6 苦情の申出

通知された適性評価の結果や調査方法など、あなたについて実施された適性評価について苦情がある場合は、大臣に対し、苦情の申出することができます。この苦情を申し出たことにより、あなたが不利益な取扱いを受けることはありません。

7 適性評価の実施に当たって取得する個人情報の取扱い

適性評価の実施に当たって取得する個人情報(適性評価の結果や、あなたが適性評価の実施に同意しなかつた場合におけるその事実を含みます。)を、適性評価を実施した省【やあなたを雇用等する事業者※従業者の場合に追記】が、法令に基づく場合を除き、特定秘密の保護以外の目的のために、自ら利用したり、他の行政機関等に提供したりすることはありません。また、適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行った際に特定秘密を漏らすおそれがないことについての評価であり、人事評価又はその他の能力の実証を行うものではなく、人事評価のために適性評価の結果を用いることは特定秘密保護法の規定により明確に禁じられています。

ただし、適性評価を実施した結果、あなたが懲戒処分等の対象となる疑いが生じた場合は、この限りではありません。

※行政機関の職員の場合に追記

この告知書を読んだ上で、あなたを対象とする適性評価を実施することに同意する場合は「適性評価の実施についての同意書」と「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」を、同意しない場合は「適性評価の実施についての不同意書」(当該不同意書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「不同意書」という。)を提出してください。

上記の2つの同意書を提出した場合には、あなたを対象とする適性評価の手続が開始されることとなります。

なお、同意は、同意書を提出した後であっても、適性評価の結果が通知されるまでの間は、いつでも取り下げるることができます。この場合には、下記の適性評価実施担当者に連絡の上、同意を取り下げるこれを「適性評価の実施についての同意の取下書」(当該同意の取下書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)で通知していただきます。

不同意書を提出した場合など、あなたの同意が得られなかった場合には、適性評価を実施しません。また、同意を取り下げた場合には、適性評価の手続を中止します。ただし、いずれの場合であっても、あなたは取扱業務に従事することができません。このため、あなたが現在配置されているポストにおいて取扱業務を行っていたり、取扱業務を行うことが予定されていたりする場合、取扱業務が予定されないポストにあなたが配置換となることなどもあり得ます(なお、あなたが適性評価の実施に同意しなかった事実や、同意を取り下げた事実を、特定秘密の保護以外の目的で利用することは禁止されています。)。

また、あなたが適性評価に同意しなかった場合、それにより適性評価が実施されなかった事実は、あなたを雇用する事業者【と、あなたの派遣先の事業者※従業者が派遣労働者である場合に追記】に対しても通知されます(あなたが同意を取り下げた場合にも通知されます)。

※従業者の場合に追記

適性評価の実施に同意する場合は、必要事項を記載し、又は記録した

- ・ 「適性評価の実施についての同意書」
- ・ 「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」
- ・ 「質問票（適性評価）」

及び別に資料の提出が求められているときはその資料を提出してください。

適性評価の実施に同意しない場合は、

- ・ 「適性評価の実施についての不同意書」

に記載又は記録の上、提出してください。

書面で提出する際は、封筒に入れて封をした上で、 年 月 日までに下記の適性評価実施担当者に提出してください。

<担当>
省 局 課
住 所
電 話
電子メール

この告知書を読んだ上で、あなたを対象とする適性評価を実施することに同意する場合は「適性評価の実施についての同意書」と「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」を、同意しない場合は「適性評価の実施についての不同意書」(当該不同意書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「不同意書」という。)を提出してください。

上記の2つの同意書を提出した場合には、あなたを対象とする適性評価の手続が開始されることとなります。

なお、同意は、同意書を提出した後であっても、適性評価の結果が通知されるまでの間は、いつでも取り下げるすることができます。この場合には、下記の適性評価実施担当者に連絡の上、同意を取り下げるこれを「適性評価の実施についての同意の取下書」(当該同意の取下書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)で通知していただきます。

不同意書を提出した場合など、あなたの同意が得られなかった場合には、適性評価を実施しません。また、同意を取り下げた場合には、適性評価の手続を中止します。ただし、いずれの場合であっても、あなたは取扱業務に従事することができません。このため、あなたが現在配置されているポストにおいて取扱業務を行っていたり、取扱業務を行うことが予定されていたりする場合、取扱業務が予定されないポストにあなたが配置換となることなどもあり得ます(なお、あなたが適性評価の実施に同意しなかった事実や、同意を取り下げた事実を、特定秘密の保護以外の目的で利用することは禁止されています。)。

また、あなたが適性評価に同意しなかった場合、それにより適性評価が実施されなかった事実は、あなたを雇用する事業者【と、あなたの派遣先の事業者※従業者が派遣労働者である場合に追記】に対しても通知されます(あなたが同意を取り下げた場合にも通知されます)。

※従業者の場合に追記

適性評価の実施に同意する場合は、必要事項を記載し、又は記録した

- ・ 「適性評価の実施についての同意書」
- ・ 「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」
- ・ 「質問票（適性評価）」

及び別に資料の提出が求められているときはその資料を提出してください。

適性評価の実施に同意しない場合は、

- ・ 「適性評価の実施についての不同意書」

に記載又は記録の上、提出してください。

書面で提出する際は、封筒に入れて封をした上で、 年 月 日までに下記の適性評価実施担当者に提出してください。

<担当>
省 局 課
住 所
電 話
電子メール

○特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）（抄）

第11条 特定秘密の取扱いの業務は、当該業務を行わせる行政機関の長若しくは当該業務を行わせる適合事業者に当該特定秘密を保有させ、若しくは提供する行政機関の長又は当該業務を行わせる警察本部長が直近に実施した次条第1項又は第15条第1項の適性評価（第13条第1項（第15条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知があった日から5年を経過していないものに限る。）において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（次条第1項第3号又は第15条第1項第3号に掲げる者として次条第3項又は第15条第2項において読み替えて準用する次条第3項の規定による告知があった者を除く。）でなければ、行ってはならない。ただし、次に掲げる者については、次条第1項又は第15条第1項の適性評価を受けることを要しない。

一～七（略）

（行政機関の長による適性評価の実施）

第12条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる者について、その者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一 当該行政機関の職員（当該行政機関が警察庁である場合にあっては、警察本部長を含む。次号において同じ。）又は当該行政機関との第5条第4項若しくは第8条第1項の契約（次号において單に「契約」という。）に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として特定秘密の取扱いの業務を新たに行なうことが見込まれることとなった者（当該行政機関の長がその者について直近に実施して次条第1項の規定による通知をした日から5年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認められるものを除く。）

二 当該行政機関の職員又は当該行政機関との契約に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該行政機関の長がその者について直近に実施した適性評価に係る次条第1項の規定による通知があつた日から5年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行なうことが見込まれる者

三 当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認めるについて疑いを生じさせる事情があるもの

2 適性評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）について、次に掲げる事項についての調査を行い、その結果に基づき実施するものとする。

一 特定有害活動（公になつてない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、又は輸入するための活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。別表第3号において同じ。）及びテロリズム（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。同表第4号において同じ。）との関係に関する事項（評価対象者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事实上姉妹間係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいう。以下

○特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）（抄）

第11条 特定秘密の取扱いの業務は、当該業務を行わせる行政機関の長若しくは当該業務を行わせる適合事業者に当該特定秘密を保有させ、若しくは提供する行政機関の長又は当該業務を行わせる警察本部長が直近に実施した次条第1項又は第15条第1項の適性評価（第13条第1項（第15条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知があつた日から5年を経過していないものに限る。）において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（次条第1項第3号又は第15条第1項第3号に掲げる者として次条第3項又は第15条第2項において読み替えて準用する次条第3項の規定による告知があつた者を除く。）でなければ、行ってはならない。ただし、次に掲げる者については、次条第1項又は第15条第1項の適性評価を受けることを要しない。

一～七（略）

（行政機関の長による適性評価の実施）

第12条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる者について、その者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一 当該行政機関の職員（当該行政機関が警察庁である場合にあっては、警察本部長を含む。次号において同じ。）又は当該行政機関との第5条第4項若しくは第8条第1項の契約（次号において單に「契約」という。）に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として特定秘密の取扱いの業務を新たに行なうことが見込まれることとなった者（当該行政機関の長がその者について直近に実施して次条第1項の規定による通知をした日から5年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認められるものを除く。）

二 当該行政機関の職員又は当該行政機関との契約に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該行政機関の長がその者について直近に実施した適性評価に係る次条第1項の規定による通知があつた日から5年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行なうことが見込まれる者

三 当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認めるについて疑いを生じさせる事情があるもの

2 適性評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）について、次に掲げる事項についての調査を行い、その結果に基づき実施するものとする。

一 特定有害活動（公になつてない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、又は輸入するための活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。別表第3号において同じ。）及びテロリズム（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。同表第4号において同じ。）との関係に関する事項（評価対象者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事实上姉妹間係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいう。以下

この号において同じ。）及び同居人（家族を除く。）の氏名、生年月日、国籍（過去に有していた国籍を含む。）及び住所を含む。）

二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

三 情報の取扱いに係る非適の経歴に関する事項

四 薬物の濫用及び影響に関する事項

五 精神疾患に関する事項

六 飲酒についての節度に関する事項

七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

3 適性評価は、あらかじめ、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を評価対象者に対し告知した上で、その同意を得て実施するものとする。

一 前項各号に掲げる事項について調査を行う旨

二 前項の調査を行うため必要な範囲内において、次項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求める旨、又は照会して報告を求めることがある旨

三 評価対象者が第1項第3号に掲げる者であるときは、その旨

4 行政機関の長は、第2項の調査を行うため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求める旨、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。（適性評価の結果等の通知）

第13条 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、その結果を評価対象者に対し通知するものとする。

2 行政機関の長は、適合事業者の従業者について適性評価を実施したときはその結果を、当該従業者は前条第3項の同意をしなかったことにより適性評価が実施されなかったときはその旨を、それぞれ当該適合事業者に對し通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた適合事業者は、当該評価対象者が当該適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。第16条第2項において同じ。）であるときは、当該通知の内容を当該評価対象者を雇用する事業主に對し通知するものとする。

4 行政機関の長は、第1項の規定により評価対象者に對し特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかつた旨を通知するときは、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、当該おそれがないと認められなかつた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。

（行政機関の長に対する苦情の申出等）

第14条 評価対象者は、前条第1項の規定により通知された適性評価の結果その他当該評価対象者について実施された適性評価について、書面で、行政機関の長に對し、苦情の申出をすることができる。

2 行政機関の長は、前項の苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知するものとする。

3 評価対象者は、第1項の苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。（警察本部長による適性評価の実施等）

第15条 警察本部長は、政令で定めるところにより、次に掲げる者について、適性評価を実施するものとする。

一 当該都道府県警察の職員（警察本部長を除く。次号において同じ。）として特定秘密の取扱いの

この号において同じ。）及び同居人（家族を除く。）の氏名、生年月日、国籍（過去に有していた国籍を含む。）及び住所を含む。）

二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

三 情報の取扱いに係る非適の経歴に関する事項

四 薬物の濫用及び影響に関する事項

五 精神疾患に関する事項

六 飲酒についての節度に関する事項

七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

3 適性評価は、あらかじめ、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を評価対象者に対し告知した上で、その同意を得て実施するものとする。

一 前項各号に掲げる事項について調査を行う旨

二 前項の調査を行うため必要な範囲内において、次項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求める旨、又は照会して報告を求めることがある旨

三 評価対象者が第1項第3号に掲げる者であるときは、その旨

4 行政機関の長は、第2項の調査を行うため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求める旨、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。（適性評価の結果等の通知）

第13条 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、その結果を評価対象者に對し通知するものとする。

2 行政機関の長は、適合事業者の従業者について適性評価を実施したときはその結果を、当該従業者が前条第3項の同意をしなかつたことにより適性評価が実施されなかつたときはその旨を、それぞれ当該適合事業者に對し通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた適合事業者は、当該評価対象者が当該適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。第16条第2項において同じ。）であるときは、当該通知の内容を当該評価対象者を雇用する事業主に對し通知するものとする。

4 行政機関の長は、第1項の規定により評価対象者に對し特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかつた旨を通知するときは、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、当該おそれがないと認められなかつた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。

（行政機関の長に対する苦情の申出等）

第14条 評価対象者は、前条第1項の規定により通知された適性評価の結果その他当該評価対象者について実施された適性評価について、書面で、行政機関の長に對し、苦情の申出をすることができる。

2 行政機関の長は、前項の苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知するものとする。

3 評価対象者は、第1項の苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。（警察本部長による適性評価の実施等）

第15条 警察本部長は、政令で定めるところにより、次に掲げる者について、適性評価を実施するものとする。

一 当該都道府県警察の職員（警察本部長を除く。次号において同じ。）として特定秘密の取扱いの

業務を新たに行うことが見込まれることとなった者（当該警察本部長がその者について直近に実施して次項において準用する第13条第1項の規定による通知をした日から5年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認められるものを除く。）

二 当該都道府県警察の職員として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該警察本部長がその者について直近に実施した適性評価に係る次項において準用する第13条第1項の規定による通知があった日から5年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者

三 当該警察本部長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認めるに疑いを生じさせる事があるもの

2 前3条（第12条第1項並びに第13条第2項及び第3項を除く。）の規定は、前項の規定により警察本部長が実施する適性評価について準用する。この場合において、第12条第3項第3号中「第1項第3号」とあるのは、「第15条第1項第3号」と読み替えるものとする。

（適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限）

第16条 行政機関の長及び警察本部長は、特定秘密の保護以外の目的のために、評価対象者が第12条第3項（前項第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の同意をしなかったこと、評価対象者についての適性評価の結果その他適性評価の実施に当たって取得する個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下この項において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、適性評価の実施によって、当該個人情報に係る特定の個人が国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条各号、同法第75条第2項に規定する人事院規則で定める事由、同法第78条各号、第79条各号若しくは第82条第1項各号、検察庁法（昭和22年法律第61号）第20条第1項各号、外務公務員法（昭和27年法律第41号）第7条第1項に規定する者、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項各号、第42条各号、第43条各号若しくは第46条第1項各号、同法第48条第1項に規定する場合若しくは同条第2項各号若しくは第3項各号若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号、第28条第1項各号若しくは第2項各号若しくは第29条第1項各号又はこれらに準ずるものとして政令で定める事由のいずれかに該当する疑いが生じたときは、この限りでない。

2 適合事業者及び適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者を雇用する事業主は、特定秘密の保護以外の目的のために、第13条第2項又は第3項の規定により通知された内容を自ら利用し、又は提供してはならない。

（権限又は事務の委任）

第17条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令）で定めるところにより、この章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

第23条 特定秘密の取扱いの業務に従事する者がその業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、10年以下の拘禁刑に処し、又は情状により10年以下の拘禁刑及び1,000万円以下の罰金に処する。特定秘密の取扱いの業務に従事しなくなった後においても、同様とする。

2 第4条第5項、第9条、第10条又は第18条第4項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者がこれを漏らしたときは、5年以下の

業務を新たに行うことが見込まれることとなった者（当該警察本部長がその者について直近に実施して次項において準用する第13条第1項の規定による通知をした日から5年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認められるものを除く。）

二 当該都道府県警察の職員として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該警察本部長がその者について直近に実施した適性評価に係る次項において準用する第13条第1項の規定による通知があった日から5年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者

三 当該警察本部長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認めるに疑いを生じさせる事があるもの

2 前3条（第12条第1項並びに第13条第2項及び第3項を除く。）の規定は、前項の規定により警察本部長が実施する適性評価について準用する。この場合において、第12条第3項第3号中「第1項第3号」とあるのは、「第15条第1項第3号」と読み替えるものとする。

（適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限）

第16条 行政機関の長及び警察本部長は、特定秘密の保護以外の目的のために、評価対象者が第12条第3項（前項第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の同意をしなかったこと、評価対象者についての適性評価の結果その他適性評価の実施に当たって取得する個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下この項において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、適性評価の実施によって、当該個人情報に係る特定の個人が国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条各号、同法第75条第2項に規定する人事院規則の定める事由、同法第78条各号、第79条各号若しくは第82条第1項各号、検察庁法（昭和22年法律第61号）第20条第1項各号、外務公務員法（昭和27年法律第41号）第7条第1項に規定する者、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項各号、第42条各号、第43条各号若しくは第46条第1項各号、同法第48条第1項に規定する場合若しくは同条第2項各号若しくは第3項各号若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号、第28条第1項各号若しくは第2項各号若しくは第29条第1項各号又はこれらに準ずるものとして政令で定める事由のいずれかに該当する疑いが生じたときは、この限りでない。

2 適合事業者及び適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者を雇用する事業主は、特定秘密の保護以外の目的のために、第13条第2項又は第3項の規定により通知された内容を自ら利用し、又は提供してはならない。

（権限又は事務の委任）

第17条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令）で定めるところにより、この章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

第23条 特定秘密の取扱いの業務に従事する者がその業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、10年以下の懲役に処し、又は情状により10年以下の懲役及び1,000万円以下の罰金に処する。特定秘密の取扱いの業務に従事しなくなった後においても、同様とする。

2 第4条第5項、第9条、第10条又は第18条第4項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者がこれを漏らしたときは、5年以下の懲役に処し、又は情状により5年以下の懲役及び500万円以下の罰金に処する。第10

拘禁刑に処し、又は情状により 5 年以下の拘禁刑及び 500 万円以下の罰金に処する。第 10 条第 1 項第 1 号ロに規定する場合において提示された特定秘密について、当該特定秘密の提示を受けた者がこれを漏らしたときも、同様とする。

3 前 2 項の罪の未遂は、罰する。

4 過失により第 1 項の罪を犯した者は、2 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

5 過失により第 2 項の罪を犯した者は、1 年以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金に処する。

第 27 条 第 23 条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2 (略)

条第 1 項第 1 号ロに規定する場合において提示された特定秘密について、当該特定秘密の提示を受けた者がこれを漏らしたときも、同様とする。

- 3 前 2 項の罪の未遂は、罰する。
- 4 過失により第 1 項の罪を犯した者は、2 年以下の禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。
- 5 過失により第 2 項の罪を犯した者は、1 年以下の禁錮又は 30 万円以下の罰金に処する。

第 27 条 第 23 条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2 (略)

別添 2-1

適性評価の実施についての同意書

1 私は、大臣が私について特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）第12条第1項に規定する適性評価を実施するに当たり、「適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）」（当該告知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）の交付を受け、次に掲げる事項について告知を受けました。

(1) 適性評価において、大臣が、特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる事項（①特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項、④薬物の濫用及び影響に関する事項、⑤精神疾患に関する事項、⑥飲酒についての節度に関する事項、⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項）について調査すること。

(2) 大臣が(1)の調査を行うため必要な範囲内において、省の職員に私若しくは私の知人その他の関係者に質問させ、若しくは私に資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることがあること。

(3) 特定秘密保護法第12条第1項第3号に該当する者として適性評価を実施しようすること。
※該当する場合に追記

2 私は、1に掲げる事項の告知を受けた上で、次に掲げる事項に同意します。

(1) 大臣が私について適性評価を実施すること。

(2) (1)の適性評価のため、特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる事項について調査を行うこと。

(3) 大臣が(2)の調査を行うため必要な範囲内において、省の職員に私若しくは私の知人その他の関係者に質問させ、若しくは私に資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることがあること。

(4) (3)の場合において、私が、質問に対して可能な限り正確かつ誠実に答え、また、求められた資料を迅速にかつ可能な限り提出するなど、調査に對して必要な協力を行うこと。

(5) 適性評価の実施に当たって取得した情報（保存期間（5年（適性評価の結果又は適性評価の手続を中止する旨を通知した場合）又は3年（適性評価の実施についての不同意書又は同意の取下書が提出された場合））を経過し、廃棄等された文書に記録されたものを除く。）は、今後、私が他の行政機関で適性評価を受けることとなった場合において、その実施に必要な範囲内で、当該他の行政機関の長からの照会に応じて、提供されることがあること。

年　月　日

氏名 _____

下記事項についても記載し、又は記録してください。

※ 適性評価の結果、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかつた場合に、理由の通知を受けることを希望しない場合には、以下のチェック欄にチェックをしてください。

今回の適性評価の結果、仮に、私が特定秘密の取扱いの業務を行つた場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかつた場合には、その理由の通知を受けることを希望しません。

別添 2-1

適性評価の実施についての同意書

1 私は、大臣が私について特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）第12条第1項に規定する適性評価を実施するに当たり、「適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）」（当該告知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）の交付を受け、次に掲げる事項について告知を受けました。

(1) 適性評価において、大臣が、特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる事項（①特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項、④薬物の濫用及び影響に関する事項、⑤精神疾患に関する事項、⑥飲酒についての節度に関する事項、⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項）について調査すること。

(2) 大臣が(1)の調査を行うため必要な範囲内において、省の職員に私若しくは私の知人その他の関係者に質問させ、若しくは私に資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることがあること。

(3) 特定秘密保護法第12条第1項第3号に該当する者として適性評価を実施しようすること。
※該当する場合に追記

2 私は、1に掲げる事項の告知を受けた上で、次に掲げる事項に同意します。

(1) 大臣が私について適性評価を実施すること。

(2) (1)の適性評価のため、特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる事項について調査を行うこと。

(3) 大臣が(2)の調査を行うため必要な範囲内において、省の職員に私若しくは私の知人その他の関係者に質問させ、若しくは私に資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることがあること。

(4) (3)の場合において、私が、質問に対して可能な限り正確かつ誠実に答え、また、求められた資料を迅速にかつ可能な限り提出するなど、調査に對して必要な協力を行うこと。

(5) 適性評価の実施に当たって取得した情報（保存期間（5年（適性評価の結果又は適性評価の手続を中止する旨を通知した場合）又は3年（適性評価の実施についての不同意書又は同意の取下書が提出された場合））を経過し、廃棄等された文書に記録されたものを除く。）は、今後、私が出向又は併任により、他の行政機関において勤務し、特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった場合において、当該他の行政機関での適性評価の実施に必要な範囲内で、当該他の行政機関の長からの照会に応じて、提供されることがあること。
※行政機関の職員の場合に追記

年　月　日

氏名 _____

下記事項についても記載し、又は記録してください。

※ 適性評価の結果、特定秘密の取扱いの業務を行つた場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかつた場合に、理由の通知を受けることを希望しない場合には、以下のチェック欄にチェックをしてください。

今回の適性評価の結果、仮に、私が特定秘密の取扱いの業務を行つた場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかつた場合には、その理由の通知を受けることを希望しません。

<p>別添5</p> <p>関係者以外閲覧禁止（記入後）</p> <p>質問票（適性評価）</p> <p>省</p>	<p>別添5</p> <p>関係者以外閲覧禁止（記入後）</p> <p>質問票（適性評価）</p> <p>省</p>
--	--

はじめに

1 この質問票は、適性評価の実施に同意した場合に記載し、又は記録するものです。この質問票を記載し、又は記録する前に、「適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）」（当該告知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）をよく読んで、適性評価の実施に同意するか否かあなたが判断してください。

この質問票は、提出先の行政機関の長による適性評価に利用されるほか、今後、あなたがそれ以外の行政機関で適性評価を受けることとなった際に利用されることがあります（保存期間（5年（適性評価の結果又は適性評価の手続を中止する旨を通知した場合）又は3年（適性評価の実施についての不同意書又は同意の取下書が提出された場合））を経過し、廃棄された場合を除きます。）。

2 あなたを対象とする適性評価を実施することに同意する場合には、「適性評価の実施についての同意書」（当該同意書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）及び「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」（当該同意書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に必要事項を記載し、又は記録した上で、この質問票を求められている事項の全てに記載し、又は記録してください。記載又は記録を終えた2つの同意書と質問票は、あなたについての適性評価を実施する行政機関の担当者に提出してください。書面で提出する際は、封筒に入れて封をした上で提出してください。

3 あなたを対象とする適性評価を実施することに同意しない場合には、「適性評価の実施についての不同意書」（当該不同意書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に必要事項を記載し、又は記録して、行政機関の適性評価の担当者に提出してください。書面で提出する際は、封筒に入れて封をした上で提出してください。この質問票は、あなたが自由に処分してかまいません。

記載又は記録要領

※ 質問票に記載する際は、黒色か青色のボールペン又は万年筆を用い（書いた文字を容易に消すことができる筆記具は使用不可）、誤記を修正する場合は、取り消し線（2本線）を引いてください。

※ パソコンを用いて記録することもできます。

※ 質問票には、あなたが確認できる限りの事実をできるだけ具体的に、漏れなくかつ正確に記載し、又は記録してください。専密關係の確認ができない事項については、「不明」と記載し、又は記録してください。

記載又は記録に不備がある場合には、適性評価の担当者から連絡することがあります。

※ 正当な理由なく、記載し、又は記録すべき事項に記載し、又は記録しない場合や虚偽の記載又は記録をしたことが確認された場合には、適性評価の結果に影響を及ぼすことがあります。

※ 記載スペースが足りない場合は、ページ下の余白部分を利用して記載してください。パソコンを用いて記録する場合は、回答欄を増やすなどしても差し支えありません。

※ 記載し、又は記録した質問票を提出する際は、後日の質問に答えるために、控えをとっておいてもかまいません。

今回の適性評価について不明な点がある場合には、**省 局 講**
(住所) _____ /電話 _____ /電子メール _____)
までお問い合わせください。

はじめに

1 この質問票は、適性評価の実施に同意した場合に記載し、又は記録するものです。この質問票を記載し、又は記録する前に、「適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）」（当該告知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）をよく読んで、適性評価の実施に同意するか否かあなたが判断してください。

この質問票（保存期間（5年（適性評価の結果又は適性評価の手続を中止する旨を通知した場合）又は3年（適性評価の実施についての不同意書又は同意の取下書が提出された場合））を経過し、廃棄されたものを除く。）は、提出先の行政機関の長による適性評価に利用されるほか、今後、出向又は併任により他の行政機関において勤務し、特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった際に、当該他の行政機関の長による適性評価に利用されることがあります。

※行政機関の職員の場合に追記
2 あなたを対象とする適性評価を実施することに同意する場合には、「適性評価の実施についての同意書」（当該同意書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）及び「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」（当該同意書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に必要事項を記載し、又は記録した上で、この質問票を求められている事項の全てに記載し、又は記録してください。記載又は記録を終えた2つの同意書と質問票は、あなたについての適性評価を実施する行政機関の担当者に提出してください。書面で提出する際は、封筒に入れて封をした上で提出してください。

3 あなたを対象とする適性評価を実施することに同意しない場合には、「適性評価の実施についての不同意書」（当該不同意書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に必要事項を記載し、又は記録して、行政機関の適性評価の担当者に提出してください。書面で提出する際は、封筒に入れて封をした上で提出してください。この質問票は、あなたが自由に処分してかまいません。

記載又は記録要領

※ 質問票に記載する際は、黒色か青色のボールペン又は万年筆を用い（書いた文字を容易に消すことができる筆記具は使用不可）、誤記を修正する場合は、取り消し線（2本線）を引いてください。

※ パソコンを用いて記録することもできます。

※ 質問票には、あなたが確認できる限りの事実をできるだけ具体的に、漏れなくかつ正確に記載し、又は記録してください。専密關係の確認ができない事項については、「不明」と記載し、又は記録してください。

記載又は記録に不備がある場合には、適性評価の担当者から連絡することがあります。

※ 正当な理由なく、記載し、又は記録すべき事項に記載し、又は記録しない場合や虚偽の記載又は記録をしたことが確認された場合には、適性評価の結果に影響を及ぼすことがあります。

※ 記載スペースが足りない場合は、ページ下の余白部分を利用して記載してください。パソコンを用いて記録する場合は、回答欄を増やすなどしても差し支えありません。

※ 記載し、又は記録した質問票を提出する際は、後日の質問に答えるために、控えをとっておいてもかまいません。

今回の適性評価について不明な点がある場合には、**省 局 講**
(住所) _____ /電話 _____ /電子メール _____)
までお問い合わせください。

1 基本事項	
今後、面接等の際に、本人確認の書類等の提示や提出を求めることがあります。また、この欄に記載した学校や事業者等に問い合わせることができます。	
(1) 勤務先・所属部署名: ※ あなたが派遣労働者である場合は、現勤務先を記載し、派遣元事業者は下欄に記載してください。	
役職・階級: 番号: ※ 該当するものがない場合は記載は不要です。 ※ 勤員番号、認識番号等あなたの勤務先において個人を特定する番号があれば記載してください。	
(2) 性別 氏名: アルファベット 表記: ※ 氏姓上の氏名を記載してください。 ※ アルファベット表記は、読みを保有している場合にはその国語と合わせてください。	
(3) 年 月 日生(歳) ※ 本質問紙を記載した日における年齢を記載してください	
(4) 男・女	
(5) 用いたことのある全ての姓氏や通称を記載してください。	
苗姓・通称:	
苗姓・通称:	
(8) 日本国籍を有していますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していない	
(10) 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していた <input type="checkbox"/> 有していない	
(9) 婦化歴がありますか。 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	
妇化歴がある場合は以下を記載してください。 ※ 婦化年月日: 年 月 日 元国籍名: 婦化時の住所:	
入省・入社年: 年 ※ 左欄の勤務先に勤務し始めた年を記載してください。	
あなたが派遣労働者である場合は、派遣元事業主名を記載してください。	
(11) 本籍地: ※ 本質問紙を記載した日における年齢を記載してください	
(12) 外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。	
国籍名・元国籍名: 有していた期間(有していた場合のみ)	

1 基本事項(続き)

(11) 以下の連絡先を全て記載してください。

電話 番号: (内線)

自宅:

携帯電話:

電子メール 番号:

自宅:

携帯電話:

あなたへの連絡が必要な場合に、あなたが希望する連絡手段を左記のうちから選んで記載してください(極力希望した連絡手段により連絡を行いますが、場合によっては他の手段によることもあります。)。

(12) <経歴>

a 過去10年以内に現在の勤務先以外の職歴がありますか。

ある ない

- ・他機関・他社等に出向した経歴を含みます。
- ・派遣労働者として複数の派遣先で勤務したとしても、派遣元事業主について記載すれば足ります。
- ・自営業も含みます。
- ・アルバイトも職歴に含まれますが、1月末満のものは除きます。

職歴がある場合、過去10年以内の中学校卒業後からの職歴について記載してください。

「離職理由」欄については、「定年退職」などと記載してください。離職理由が解雇などあなたの望まないものであった場合には、なぜ離職することになったのか詳しく記載してください。

勤務先名稱	所在地(外国に所在する場合は国名も記載)	電話番号
① 勤務期間	離職理由	
年 月 ~ 年 月		
勤務先名稱	所在地(外国に所在する場合は国名も記載)	電話番号
② 勤務期間	離職理由	
年 月 ~ 年 月		
勤務先名稱	所在地(外国に所在する場合は国名も記載)	電話番号
③ 勤務期間	離職理由	
年 月 ~ 年 月		
勤務先名稱	所在地(外国に所在する場合は国名も記載)	電話番号
④ 勤務期間	離職理由	
年 月 ~ 年 月		
勤務先名稱	所在地(外国に所在する場合は国名も記載)	電話番号
⑤ 勤務期間	離職理由	
年 月 ~ 年 月		

1 基本事項(続き)

(11) 以下の連絡先を全て記載してください。

電話 番号: (内線)

自宅:

携帯電話:

電子メール 番号:

自宅:

携帯電話:

あなたへの連絡が必要な場合に、あなたが希望する連絡手段を左記のうちから選んで記載してください(極力希望した連絡手段により連絡を行いますが、場合によっては他の手段によることもあります。)。

(12) <経歴>

a 過去10年以内に現在の勤務先以外の職歴がありますか。

ある ない

- ・他機関・他社等に出向した経歴を含みます。
- ・派遣労働者として複数の派遣先で勤務したとしても、派遣元事業主について記載すれば足ります。
- ・自営業も含みます。
- ・フルバイトも職歴に含まれますが、1月末満のものは除きます。

職歴がある場合、過去10年以内の中学校卒業後からの職歴について記載してください。

「離職理由」欄については、「定年退職」などと記載してください。離職理由が解雇などあなたの望まないものであった場合には、なぜ離職することになったのか詳しく記載してください。

勤務先名稱	所在地(外国に所在する場合は国名も記載)	電話番号
① 勤務期間	離職理由	
年 月 ~ 年 月		
勤務先名稱	所在地(外国に所在する場合は国名も記載)	電話番号
② 勤務期間	離職理由	
年 月 ~ 年 月		
勤務先名稱	所在地(外国に所在する場合は国名も記載)	電話番号
③ 勤務期間	離職理由	
年 月 ~ 年 月		
勤務先名稱	所在地(外国に所在する場合は国名も記載)	電話番号
④ 勤務期間	離職理由	
年 月 ~ 年 月		
勤務先名稱	所在地(外国に所在する場合は国名も記載)	電話番号
⑤ 勤務期間	離職理由	
年 月 ~ 年 月		

1 基本事項（続き）

（12）の続き

b 過去10年以内に、現在の勤務先で雇用されたまでの間に、高等学校、高等専門学校、専修学校、大学、大学院等に通学したことがありますか。

ある ない

通学したことがある場合、過去10年以内に通学した学校名等（中学校以前を除く。）について記載してください。

	学級名	学年・学科名	所在地（外題に所属する場合は店舗名も記載）
①	電話番号	在籍期間	備考
	年 月～ 年 月	卒業・修了 中退	
②	学校名	学年・学科名	所在地（外題に所属する場合は店舗名も記載）
	電話番号	在籍期間	備考
③	年 月～ 年 月	卒業・修了 中退	
	学級名	学年・学科名	所在地（外題に所属する場合は店舗名も記載）
	電話番号	在籍期間	備考
	年 月～ 年 月	卒業・修了 中退	
中退したことがある場合は、その理由について記載してください。			
番号：	番号：		
理由：	理由：		

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

1 基本事項（続き）

（12）の続き

b 過去10年以内に、現在の勤務先で雇用されたまでの間に、高等学校、高等専門学校、専修学校、大学、大学院等に通学したことありますか。

ある ない

通学したことがある場合、過去10年以内に通学した学校名等（中学校以前を除く。）について記載してください。

	学級名	学年・学科名	所在地（外題に所属する場合は店舗名も記載）
①	電話番号	在籍期間	備考
	年 月～ 年 月	卒業・修了 中退	
②	学校名	学年・学科名	所在地（外題に所属する場合は店舗名も記載）
	電話番号	在籍期間	備考
③	年 月～ 年 月	卒業・修了 中退	
	学級名	学年・学科名	所在地（外題に所属する場合は店舗名も記載）
	電話番号	在籍期間	備考
	年 月～ 年 月	卒業・修了 中退	
中退したことがある場合は、その理由について記載してください。			
番号：	番号：		
理由：	理由：		

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

2 家族・同居人の氏名等

本項目では、あなたの家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所について記載します。これら調査事項として明記されている事項以外の事項について調査することはできません。
これらを調査するのは、あなたに対する外国の情報機関等からの働き掛けの有無を確認する上での参考とす
るためです。

(1) 配偶者

ア 現在、配偶者がいますか。

- 婚姻関係にある人がいる 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と いない
同様の事情にある人がいる

↓
婚姻関係にある人がいる場合や婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある人がいる場
合は、その人について以下の項目を記載してください。

イ <small>よりがな 氏名：</small>	ウ <small>年　月　日生（　歳）</small>	エ <small>男・女</small>
<small>* 戸籍上の氏名を記載してください。 * アルファベットでの記載も可能です。</small> <small>* 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。</small>		
オ <small>用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してく ださい。</small>	カ <small>現住所：</small>	
より・姓名： 旧姓・通称：	<small>* あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。</small>	
より・姓名：		
キ <small>日本国籍を有していますか。</small> <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していない	ケ <small>外国籍を有している、又は有していたことがありますか。</small> <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していた <input type="checkbox"/> 有していない	
ク <small>帰化歴がありますか。</small> <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	<small>↓ 外國籍を有している、又は有していた場合は以下を記載 してください。</small>	
<small>帰化歴がある場合は以下を記載してください。</small> <small>V.　　帰化年月日：　　年　月　日</small> <small>元国籍名：</small> <small>帰化時の住所：</small>		
<small>（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）</small>		

2 家族・同居人の氏名等

本項目では、あなたの家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所について記載します。これら調査事
項として明記されている事項以外の事項について調査することはできません。
これらを調査するのは、あなたに対する外国の情報機関等からの働き掛けの有無を確認する上での参考とす
るためです。

(1) 配偶者

ア 現在、配偶者がいますか。

- 婚姻関係にある人がいる 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と いない
同様の事情にある人がいる

↓
婚姻関係にある人がいる場合や婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある人がいる場
合は、その人について以下の項目を記載してください。

イ <small>よりがな 氏名：</small>	ウ <small>年　月　日生（　歳）</small>	エ <small>男・女</small>
<small>* 戸籍上の氏名を記載してください。 * アルファベットでの記載も可能です。</small> <small>* 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。</small>		
オ <small>用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してく ださい。</small>	カ <small>現住所：</small>	
より・姓名： 旧姓・通称：	<small>* あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。</small>	
より・姓名：		
キ <small>日本国籍を有していますか。</small> <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していない	ケ <small>外国籍を有している、又は有していたことがありますか。</small> <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していた <input type="checkbox"/> 有していない	
ク <small>帰化歴がありますか。</small> <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	<small>↓ 外國籍を有している、又は有していた場合は以下を記載 してください。</small>	
<small>帰化歴がある場合は以下を記載してください。</small> <small>V.　　帰化年月日：　　年　月　日</small> <small>元国籍名：</small> <small>帰化時の住所：</small>		
<small>（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）</small>		

2 家族・同居人の氏名等（続き）

② 父母・子等

あなたの父母、子、兄弟姉妹とあなたの配偶者の父母、子（あなたの子を除きます。）について、以下の項目を記載してください。死亡している場合は、ウに「死亡」と記載するとともに、オからケまでに生前の状況について記載してください。

ここでの「あなたの父母、子、兄弟姉妹」には、あなたの養父母、養子、異父母兄弟姉妹が含まれ、「配偶者の父母、子」には、あなたの配偶者の養父母、養子が含まれます。

- | | |
|------------|---------|
| 1 あなたの父 | 5 配偶者の父 |
| 2 あなたの母 | 6 配偶者の母 |
| 3 あなたの子 | 7 配偶者の子 |
| 4 あなたの兄弟姉妹 | |

ア番号
イ
ウ
年　月　日生（　歳）
エ男・女
※ 本質問紙を記載した日における年齢を記載してください。
※ ドット上の氏名を記載してください。
※ アルファベットでの記載も可能です。

以下の一欄に該当する番号を記載してください。

オ
カ
現住所：

※ あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。

キ

日本国籍を有していますか？

□ 有している □ 有していない

ケ

外国籍を有している、又は有していたことがありますか？

□ 有している □ 有していた □ 有していない

タ

帰化歴がありますか？ □ ある □ ない

↓

外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。

国籍名／元国籍名：

帰化年月日： 年　月　日

元国籍名：

帰化時の住所：

有していた期間（有していた場合のみ）

： 年　月～ 年　月

ア

イ
民名：

※ ドット上の氏名を記載してください。
※ アルファベットでの記載も可能です。

ウ
年　月　日生（　歳）
エ男・女
※ 本質問紙を記載した日における年齢を記載してください。
※ ドット上の氏名を記載してください。
※ アルファベットでの記載も可能です。

オ
カ
現住所：

※ あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。

キ

日本国籍を有していますか？

□ 有している □ 有していない

ケ

外国籍を有している、又は有していたことがありますか？

□ 有している □ 有していた □ 有していない

タ

帰化歴がありますか？ □ ある □ ない

↓

外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。

国籍名／元国籍名：

帰化年月日： 年　月　日

元国籍名：

帰化時の住所：

有していた期間（有していた場合のみ）

： 年　月～ 年　月

2 家族・同居人の氏名等（続き）

② 父母・子等

あなたの父母、子、兄弟姉妹とあなたの配偶者の父母、子（あなたの子を除きます。）について、以下の項目を記載してください。死亡している場合は、ウに「死亡」と記載するとともに、オからケまでに生前の状況について記載してください。

ここでの「あなたの父母、子、兄弟姉妹」には、あなたの養父母、養子、異父母兄弟姉妹が含まれ、「配偶者の父母、子」には、あなたの配偶者の養父母、養子が含まれます。

- | | |
|------------|---------|
| 1 あなたの父 | 5 配偶者の父 |
| 2 あなたの母 | 6 配偶者の母 |
| 3 あなたの子 | 7 配偶者の子 |
| 4 あなたの兄弟姉妹 | |

ア番号
イ
ウ
年　月　日生（　歳）
エ男・女
※ 本質問紙を記載した日における年齢を記載してください。
※ ドット上の氏名を記載してください。
※ アルファベットでの記載も可能です。

以下の一欄に該当する番号を記載してください。

オ
カ
現住所：

※ あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。

キ

日本国籍を有していますか？

□ 有している □ 有していない

ケ

外国籍を有している、又は有していたことがありますか？

□ 有している □ 有していた □ 有していない

タ

帰化歴がありますか？ □ ある □ ない

↓

外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。

国籍名／元国籍名：

帰化年月日： 年　月　日

元国籍名：

帰化時の住所：

有していた期間（有していた場合のみ）

： 年　月～ 年　月

ア

イ
民名：

※ ドット上の氏名を記載してください。
※ アルファベットでの記載も可能です。

ウ
年　月　日生（　歳）
エ男・女
※ 本質問紙を記載した日における年齢を記載してください。
※ ドット上の氏名を記載してください。
※ アルファベットでの記載も可能です。

オ
カ
現住所：

※ あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。

キ

日本国籍を有していますか？

□ 有している □ 有していない

ケ

外国籍を有している、又は有していたことがありますか？

□ 有している □ 有していた □ 有していない

タ

帰化歴がありますか？ □ ある □ ない

↓

外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。

国籍名／元国籍名：

帰化年月日： 年　月　日

元国籍名：

帰化時の住所：

有していた期間（有していた場合のみ）

： 年　月～ 年　月

2 家族・同居人の氏名等（続き）

(②)の続き

ア 番号	イ 民姓：	ウ 年　月　日生（　歳）	エ 男 女
※ 戸籍上の氏名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。			

オ 用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。	カ 現住所：
---------------------------------	-----------

※ あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。

キ 日本国籍を有していますか。	ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。
<input type="checkbox"/> 有している	<input type="checkbox"/> 有していない

タ 帰化歴がありますか。	シ <input type="checkbox"/> ある	ス <input type="checkbox"/> ない
-----------------	----------------------------------	----------------------------------

↓
外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。

国籍名／元国籍名：
有していた期間（有していた場合のみ）
： 年　月～　年　月

ア 番号	イ 民姓：	ウ 年　月　日生（　歳）	エ 男 女
※ 戸籍上の氏名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。			

オ 用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。	カ 現住所：
---------------------------------	-----------

※ あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。

キ 日本国籍を有していますか。	ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。
<input type="checkbox"/> 有している	<input type="checkbox"/> 有していない

↓
外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。

国籍名／元国籍名：
有していた期間（有していた場合のみ）
： 年　月～　年　月

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

2 家族・同居人の氏名等（続き）

(②)の続き

ア 番号	イ 民姓：	ウ 年　月　日生（　歳）	エ 男 女
※ 戸籍上の氏名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。			

オ 用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。	カ 現住所：
---------------------------------	-----------

※ あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。

キ 日本国籍を有していますか。	ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。
<input type="checkbox"/> 有している	<input type="checkbox"/> 有していない

↓
外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。

国籍名／元国籍名：
有していた期間（有していた場合のみ）
： 年　月～　年　月

ア 番号	イ 民姓：	ウ 年　月　日生（　歳）	エ 男 女
※ 戸籍上の氏名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。			

オ 用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。	カ 現住所：
---------------------------------	-----------

※ あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。

キ 日本国籍を有していますか。	ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。
<input type="checkbox"/> 有している	<input type="checkbox"/> 有していない

↓
外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。

国籍名／元国籍名：
有していた期間（有していた場合のみ）
： 年　月～　年　月

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

2 家族・同居人の氏名等（続き）

(②)の続き

ア 番号	イ ふりがな 氏名： ※ 戸籍上の氏名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	ウ 年　月　日生（　歳） ※ 本質問紙を記載した日における年齢を記載してください。	エ 男 女
オ	用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 旧姓・通称：	カ 現住所：	
※ あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。			
キ	日本国籍を有していますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していない	ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していた <input type="checkbox"/> 有していない	
ク	帰化歴がありますか。 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない		
↓ 外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。			
帰化名／元国籍名： 帰化年月日： 年　月　日 元国籍名： 帰化時の住所：			
ア 番号	イ ふりがな 氏名： ※ 戸籍上の氏名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	ウ 年　月　日生（　歳） ※ 本質問紙を記載した日における年齢を記載してください。	エ 男 女
オ	用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 旧姓・通称：	カ 現住所：	
※ あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。			
キ	日本国籍を有していますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していない	ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していた <input type="checkbox"/> 有していない	
ク	帰化歴がありますか。 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない		
↓ 外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。			
帰化名／元国籍名： 帰化年月日： 年　月　日 元国籍名： 帰化時の住所：			

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

2 家族・同居人の氏名等（続き）

(②)の続き

ア 番号	イ ふりがな 氏名： ※ 戸籍上の氏名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	ウ 年　月　日生（　歳） ※ 本質問紙を記載した日における年齢を記載してください。	エ 男 女
オ	用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 旧姓・通称：	カ 現住所：	
※ あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。			
キ	日本国籍を有していますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していない	ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していた <input type="checkbox"/> 有していない	
ク	帰化歴がありますか。 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない		
↓ 外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。			
帰化名／元国籍名： 帰化年月日： 年　月　日 元国籍名： 帰化時の住所：			
ア 番号	イ ふりがな 氏名： ※ 戸籍上の氏名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	ウ 年　月　日生（　歳） ※ 本質問紙を記載した日における年齢を記載してください。	エ 男 女
オ	用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 旧姓・通称：	カ 現住所：	
※ あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。			
キ	日本国籍を有していますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していない	ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していた <input type="checkbox"/> 有していない	
ク	帰化歴がありますか。 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない		
↓ 外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。			
帰化名／元国籍名： 帰化年月日： 年　月　日 元国籍名： 帰化時の住所：			

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

2 家族・同居人の氏名等（続き）

(②)の続き

ア 番号	イ えりがな 氏名：	ウ 年　月　日生（　歳） ※ 本質問紙を記載した日における年齢を記載して ください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	エ 男 ・ 女
オ	用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 旧姓・通称： ※ あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。		
キ	ケ 外國籍を有している、又は有していたことがありますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していない 外國籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。 国籍名／元国籍名： 有していた期間（有していた場合のみ） ： 年　月～　年　月		
⑦	日本国籍を有していますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していない	ク 帰化歴がありますか。 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	ケ 外國籍を有している、又は有していたことがありますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していた <input type="checkbox"/> 有していない 外國籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。 国籍名／元国籍名： 有していた期間（有していた場合のみ） ： 年　月～　年　月
タ	外國籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。 国籍名／元国籍名： 有していた期間（有していた場合のみ） ： 年　月～　年　月		
⑧	日本国籍を有していますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していない	ク 帰化歴がありますか。 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	ケ 外國籍を有している、又は有していたことがありますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していない 外國籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。 国籍名／元国籍名： 有していた期間（有していた場合のみ） ： 年　月～　年　月
(書き切れない項目については以下の余白に記載してください。)			

2 家族・同居人の氏名等（続き）

(②)の続き

ア 番号	イ えりがな 氏名：	ウ 年　月　日生（　歳） ※ 本質問紙を記載した日における年齢を記載して ください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	エ 男 ・ 女
オ	用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 旧姓・通称： ※ あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。		
キ	ケ 外國籍を有している、又は有していたことがありますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していない 外國籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。 国籍名／元国籍名： 有していた期間（有していた場合のみ） ： 年　月～　年　月		
⑦	日本国籍を有していますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していない	ク 帰化歴がありますか。 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	ケ 外國籍を有している、又は有していたことがありますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していた <input type="checkbox"/> 有していない 外國籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。 国籍名／元国籍名： 有していた期間（有していた場合のみ） ： 年　月～　年　月
タ	外國籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。 国籍名／元国籍名： 有していた期間（有していた場合のみ） ： 年　月～　年　月		
⑧	日本国籍を有していますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していない	ク 帰化歴がありますか。 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	ケ 外國籍を有している、又は有していたことがありますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していない 外國籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。 国籍名／元国籍名： 有していた期間（有していた場合のみ） ： 年　月～　年　月
(書き切れない項目については以下の余白に記載してください。)			

2 家族・同居人の氏名等（継ぎ）

((2)の継ぎ)

ア 番号	イ 姓 民名： ※ 戸籍上の代名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	ウ 年 月 日生（ 歳） ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載して ください。	エ 男 女
オ	用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 旧姓・通称：	カ 現住所：	
※ あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。			
キ ⑩	日本国籍を有していますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していない	ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していた <input type="checkbox"/> 有していない	
ク	帰化歴がありますか。 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない		
<p>↓</p> <p>帰化歴がある場合は以下を記載してください。</p> <p>国籍名／元国籍名：</p> <p>帰化年月日： 年 月 日</p> <p>元国籍名：</p> <p>帰化時の住所：</p>			
ア 番号	イ 姓 民名： ※ 戸籍上の代名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	ウ 年 月 日生（ 歳） ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載して ください。	エ 男 女
オ	用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 旧姓・通称：	カ 現住所：	
※ あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。			
キ ⑩	日本国籍を有していますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していない	ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していた <input type="checkbox"/> 有していない	
ク	帰化歴がありますか。 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない		
<p>↓</p> <p>帰化歴がある場合は以下を記載してください。</p> <p>国籍名／元国籍名：</p> <p>有していた期間（有していた場合のみ）</p> <p>： 年 月～ 年 月</p>			
ア 番号	イ 姓 民名： ※ 戸籍上の代名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	ウ 年 月 日生（ 歳） ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載して ください。	エ 男 女
オ	用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 旧姓・通称：	カ 現住所：	
※ あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。			
キ ⑩	日本国籍を有していますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していない	ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していた <input type="checkbox"/> 有していない	
ク	帰化歴がありますか。 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない		
<p>↓</p> <p>帰化歴がある場合は以下を記載してください。</p> <p>国籍名／元国籍名：</p> <p>有していた期間（有していた場合のみ）</p> <p>： 年 月～ 年 月</p>			

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

2 家族・同居人の氏名等（継ぎ）

((2)の継ぎ)

ア 番号	イ 姓 民名： ※ 戸籍上の代名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	ウ 年 月 日生（ 歳） ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載して ください。	エ 男 女
オ	用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 旧姓・通称：	カ 現住所：	
※ あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。			
キ ⑩	日本国籍を有していますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していない	ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していた <input type="checkbox"/> 有していない	
ク	帰化歴がありますか。 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない		
<p>↓</p> <p>帰化歴がある場合は以下を記載してください。</p> <p>国籍名／元国籍名：</p> <p>有していた期間（有していた場合のみ）</p> <p>： 年 月～ 年 月</p>			
ア 番号	イ 姓 民名： ※ 戸籍上の代名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	ウ 年 月 日生（ 歳） ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載して ください。	エ 男 女
オ	用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 旧姓・通称：	カ 現住所：	
※ あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。			
キ ⑩	日本国籍を有していますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していない	ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していた <input type="checkbox"/> 有していない	
ク	帰化歴がありますか。 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない		
<p>↓</p> <p>帰化歴がある場合は以下を記載してください。</p> <p>国籍名／元国籍名：</p> <p>有していた期間（有していた場合のみ）</p> <p>： 年 月～ 年 月</p>			

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

2 家族・同居人の氏名等（続き）

(2)の続き)

ア 番号	イ ふりがな 氏名：	ウ 年　月　日生（　歳） ※ 本質問紙を記載した日における年齢を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	エ 男 ・ 女
オ	用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 旧姓・通称：	カ 現住所：	
※ あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。			
キ	日本国籍を有していますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していない	ケ 外国籍を有している。又は有していたことがありますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していた <input type="checkbox"/> 有していない	
ク	帰化歴がありますか。 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない		
↓ 帰化歴がある場合は以下を記載してください。 帰化年月日： 年　月　日 元国籍名： 帰化時の住所：			
ア 番号	イ ふりがな 氏名：	ウ 年　月　日生（　歳） ※ 本質問紙を記載した日における年齢を記載してください。	エ 男 ・ 女
オ	用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 旧姓・通称：	カ 現住所：	
※ あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。			
キ	日本国籍を有していますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していない	ケ 外国籍を有している。又は有していたことがありますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していた <input type="checkbox"/> 有していない	
ク	帰化歴がありますか。 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない		
↓ 帰化歴がある場合は以下を記載してください。 帰化年月日： 年　月　日 元国籍名： 帰化時の住所：			

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

2 家族・同居人の氏名等（続き）

(2)の続き)

ア 番号	イ ふりがな 氏名：	ウ 年　月　日生（　歳） ※ 本質問紙を記載した日における年齢を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	エ 男 ・ 女
オ	用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 旧姓・通称：	カ 現住所：	
※ あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。			
キ	日本国籍を有している、又は有していたことがありますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していない	ケ 外国籍を有している。又は有していたことがありますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していた <input type="checkbox"/> 有していない	
ク	帰化歴がありますか。 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない		
↓ 帰化歴がある場合は以下を記載してください。 帰化年月日： 年　月　日 元国籍名： 帰化時の住所：			
ア 番号	イ ふりがな 氏名：	ウ 年　月　日生（　歳） ※ 本質問紙を記載した日における年齢を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	エ 男 ・ 女
オ	用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 旧姓・通称：	カ 現住所：	
※ あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。			
キ	日本国籍を有している、又は有していたことがありますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していない	ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していた <input type="checkbox"/> 有していない	
ク	帰化歴がありますか。 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない		
↓ 帰化歴がある場合は以下を記載してください。 帰化年月日： 年　月　日 元国籍名： 帰化時の住所：			

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

2 家族・同居人の氏名等（続き）

(3) 同居人

現在、(1)（配偶者）及び(2)（父母・子等）に記載した人以外の人で、あなたと同居している人がいますか。
「同居」とは、同一の住居で日常生活を共にしている状態を指します。家計は別でも食事を共にしているなど共同生活の実態がある場合はこれに含まれます。企業等の袖身寮や社員寮における共同生活は含まれません。同一の家庭であっても、中が壁等で仕切られており、家計、炊事等を一切別個にしていて全くの別世帯とみなされるものは含まれません。

いる いない

いる場合は、その人について以下の項目を記載してください。

ア 氏名： <small>※ 戸籍上の氏名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。</small>	イ 年 月 日生（　歳） <small>※ 本質問紙を記載した日における年齢を記載してください。</small>	ウ 男・女
オ 日本国籍を有していますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していない		
エ 用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 旧姓・通称：		
キ 有り ① オ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 有している <input type="checkbox"/> 有していた <input type="checkbox"/> 有していない	婚化歴がある場合は以下を記載してください。 婚化年月日： 年 月 日 元国籍名： 婚化時の住所：	
外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。 国籍名／元国籍名： 有していた期間（有していた場合のみ） ： 年 月～ 年 月		
ア 氏名： <small>※ 戸籍上の氏名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。</small>	イ 年 月 日生（　歳） <small>※ 本質問紙を記載した日における年齢を記載してください。</small>	ウ 男・女
オ 日本国籍を有していますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していない		
エ 用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 旧姓・通称：		
キ 有り ② オ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 有している <input type="checkbox"/> 有していた <input type="checkbox"/> 有していない	婚化歴がある場合は以下を記載してください。 婚化年月日： 年 月 日 元国籍名： 婚化時の住所：	
外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。 国籍名／元国籍名： 有していた期間（有していた場合のみ） ： 年 月～ 年 月		

2 家族・同居人の氏名等（続き）

(3) 同居人

現在、(1)（配偶者）及び(2)（父母・子等）に記載した人以外の人で、あなたと同居している人がいますか。
「同居」とは、同一の住居で日常生活を共にしている状態を指します。家計は別でも食事を共にしているなど共同生活の実態がある場合はこれに含まれます。企業等の袖身寮や社員寮における共同生活は含まれません。同一の家庭であっても、中が壁等で仕切られており、家計、炊事等を一切別個にしていて全くの別世帯とみなされるものは含まれません。

いる ない

いる場合は、その人について以下の項目を記載してください。

ア 氏名： <small>※ 戸籍上の氏名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。</small>	イ 年 月 日生（　歳） <small>※ 本質問紙を記載した日における年齢を記載してください。</small>	ウ 男・女
オ 日本国籍を有していますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していない		
エ 用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 旧姓・通称：		
キ 有り ① オ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 有している <input type="checkbox"/> 有していた <input type="checkbox"/> 有していない	婚化歴がある場合は以下を記載してください。 婚化年月日： 年 月 日 元国籍名： 婚化時の住所：	
外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。 国籍名／元国籍名： 有していた期間（有していた場合のみ） ： 年 月～ 年 月		
ア 氏名： <small>※ 戸籍上の氏名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。</small>	イ 年 月 日生（　歳） <small>※ 本質問紙を記載した日における年齢を記載してください。</small>	ウ 男・女
オ 日本国籍を有していますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していない		
エ 用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 旧姓・通称：		
キ 有り ② オ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 有している <input type="checkbox"/> 有していた <input type="checkbox"/> 有していない	婚化歴がある場合は以下を記載してください。 婚化年月日： 年 月 日 元国籍名： 婚化時の住所：	
外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。 国籍名／元国籍名： 有していた期間（有していた場合のみ） ： 年 月～ 年 月		

3 特定有害活動及びテロリズムとの関係

「特定有害活動」とは、
○ 公にならない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動（いわゆるスパイ活動等）
○ ① 機械、② 軍用の化学製剤や細菌製剤、③ ②の散布のための装置、④ ①～③を運搬することができるロケットや無人航空機、⑤ ①～④の開発や製造、使用、貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物の輸出や輸入のための活動（大量破壊兵器の拡散を助ける活動等）
○ その他の活動（例えば、日本人を拉致する活動や、我が国において非法活動を行う団体に資金等を援助する活動、脅迫、贈賄等の不正当な手段を用いて政府高官に公務において一定の行動をとらせる活動等があります。）であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国民の安全を著しく害するおそれのある活動をいいます。

「テロリズム」とは、政治上その他の主義に基づき、国家や他人にこれを強要する目的や社会に不安や恐怖を与える目的で、人を殺傷したり、重要な施設その他の物（例えば、国会・政府・裁判所の建物、空港などの交通施設や通信インフラその他の社会インフラ等がこれに当たります。）を破壊するための活動をいいます。

本項目では、特定有害活動やテロリズムを行ったことがある、あるいは、支援したことがあるか、特定有害活動やテロリズムを行う団体のメンバーだったことがある、あるいは、現在メンバーであるか、こうした団体を支援したことがある、あるいは、現在支援しているか、外国との関係を含め、こうした団体から働き掛けを受けた場合に能力せざるを得ない関係になっていたいなかったいについて質問します。

なお、外国との関係について何らかの記載をしたからといって、特定有害活動やテロリズムとの関係があると直ちに判断されるものではありません。

(1) 特定有害活動及びテロリズムとの関係

ア 特定有害活動やテロリズムを行ったことがある、あるいは、こうした活動を支援したことありますか（「支援」とは、例えば、活動内容を知りながら、その活動を容易にするために、金銭や場所等を提供することをいいます。）

はい

いいえ

「はい」と答えた場合は、以下の項目を記載してください。

該当期間	あなたが行った活動・支援の具体的な内容
年 月～ 年 月	

活動・支援を行った理由

イ アに掲げる活動を行う団体のメンバーだったことがある、あるいは、現在、メンバーですか。

はい

いいえ

「はい」と答えた場合は、以下の項目を記載してください。

該当期間	団体の名称	団体の所在地
年 月～ 年 月		

団体の設立目的・団体の主な活動

あなたと団体との割わり・あなたがメンバーだった／メンバーである理由

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

3 特定有害活動及びテロリズムとの関係

「特定有害活動」とは、
○ 公にならない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動（いわゆるスパイ活動等）
○ ① 機械、② 軍用の化学製剤や細菌製剤、③ ②の散布のための装置、④ ①～③を運搬することができるロケットや無人航空機、⑤ ①～④の開発や製造、使用、貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物の輸出や輸入のための活動（大量破壊兵器の拡散を助ける活動等）
○ その他の活動（例えば、日本人を拉致する活動や、我が国において非法活動を行う団体に資金等を援助する活動、脅迫、贈賄等の不正当な手段を用いて政府高官に公務において一定の行動をとらせる活動等があります。）であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国民の安全を著しく害するおそれのある活動をいいます。

「テロリズム」とは、政治上その他の主義に基づき、国家や他人にこれを強要する目的や社会に不安や恐怖を与える目的で、人を殺傷したり、重要な施設その他の物（例えば、国会・政府・裁判所の建物、空港などの交通施設や通信インフラその他の社会インフラ等がこれに当たります。）を破壊するための活動をいいます。

本項目では、特定有害活動やテロリズムを行ったことがある、あるいは、支援したことがあるか、特定有害活動やテロリズムを行う団体のメンバーだったことがある、あるいは、現在メンバーであるか、こうした団体を支援したことがある、あるいは、現在支援しているか、外国との関係を含め、こうした団体から働き掛けを受けた場合に能力せざるを得ない関係になっていたいなかったいについて質問します。

なお、外国との関係について何らかの記載をしたからといって、特定有害活動やテロリズムとの関係があると直ちに判断されるものではありません。

(1) 特定有害活動及びテロリズムとの関係

ア 特定有害活動やテロリズムを行ったことがある、あるいは、こうした活動を支援したことありますか（「支援」とは、例えば、活動内容を知りながら、その活動を容易にするために、金銭や場所等を提供することをいいます。）

はい

いいえ

「はい」と答えた場合は、以下の項目を記載してください。

該当期間	あなたが行った活動・支援の具体的な内容
年 月～ 年 月	

活動・支援を行った理由

イ アに掲げる活動を行う団体のメンバーだったことがある、あるいは、現在、メンバーですか。

はい

いいえ

「はい」と答えた場合は、以下の項目を記載してください。

該当期間	団体の名称	団体の所在地
年 月～ 年 月		

団体の設立目的・団体の主な活動

あなたと団体との割わり・あなたがメンバーだった／メンバーである理由

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

3 特定有書活動及びテロリズムとの関係（続き）

（1）の続き

ウ アに掲げる活動を行う団体を支援したことがある。あるいは、現在、支援していますか。

はい いいえ

「はい」と答えた場合は、以下の項目を記載してください。

該当期間	団体の名称	団体の所在地
年　月～　年　月		

団体の設立目的・団体の主な活動

あなたと団体との関わり・あなたが支援した／支援している理由

（2）過去10年以内に、日本の国内外を問わず、繰り返し連絡を取ったり、会ったりしている外国政府若しくはその関係機関の職員又はこれらの機関の関係者（日本人を含みます。）がいますか（業務上必要と認められる場合を除きます。）。

いる いない

いる場合は、その人について以下の項目を記載してください。

氏名	和半国名	和半機関名

連絡等の頻度　連絡等の場所・方法

① 年　月～　年　月		
------------	--	--

連絡等の目的・連絡等の具体的な内容

氏名	和半国名	和半機関名

連絡等の頻度　連絡等の場所・方法

② 年　月～　年　月		
------------	--	--

連絡等の目的・連絡等の具体的な内容

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

3 特定有書活動及びテロリズムとの関係（続き）

（1）の続き

ウ アに掲げる活動を行う団体を支援したことがある。あるいは、現在、支援していますか。

はい いいえ

「はい」と答えた場合は、以下の項目を記載してください。

該当期間	団体の名称	団体の所在地
年　月～　年　月		

団体の設立目的・団体の主な活動

あなたと団体との関わり・あなたが支援した／支援している理由

（2）過去10年以内に、日本の国内外を問わず、繰り返し連絡を取ったり、会ったりしている外国政府若しくはその関係機関の職員又はこれらの機関の関係者（日本人を含みます。）がいますか（業務上必要と認められる場合を除きます。）。

いる いない

いる場合は、その人について以下の項目を記載してください。

氏名	和半国名	和半機関名

連絡等の頻度　連絡等の場所・方法

① 年　月～　年　月		
------------	--	--

連絡等の目的・連絡等の具体的な内容

氏名	和半国名	和半機関名

連絡等の頻度　連絡等の場所・方法

② 年　月～　年　月		
------------	--	--

連絡等の目的・連絡等の具体的な内容

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

3 特定有害活動及びテロリズムとの関係（続き）

(3) 過去10年以内に、来日する外国人（2(1)～(3)において回答したあなたの家族や同居人を除きます。）に対し、身元の保証、住居の提供（観光旅行等短期間の滞在において自宅に宿泊させる場合は除きます。）その他これらに類する援助を行ったことがありますか。

ある ない
 ↴

ある場合は、その人について以下の項目を記載してください。

氏名	国籍	来日目的
来日期間	現在地	
年 月～ 年 月		

援助の具体的な内容・援助した理由

(4) 過去10年以内に、2(1)～(3)（配偶者、父母・子等、同居人）及び3(2)、(3)（外国政府等関係者、援助を行った外国人）に記載した人以外の人であって、あなたに経済的な援助を行ったり、経済的な援助以外に便宜を図ったり、繰り返し飲食接待を行ったりすることにより、あなたの業務に影響を及ぼす可能性のある外国人がいますか。

いる いない
 ↴

いる場合は、その人について以下の項目を記載してください。

氏名	国籍	居住国	職業

その人の関係（職業上・プライベート・その他（具体的に））

①

連絡を取っている期間	連絡頻度	連絡手段（封筒、電話、手紙等）
年 月～ 年 月		

氏名	国籍	居住国	職業

その人の関係（職業上・プライベート・その他（具体的に））

②

連絡を取っている期間	連絡頻度	連絡手段（封筒、電話、手紙等）
年 月～ 年 月		

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

3 特定有害活動及びテロリズムとの関係（続き）

(3) 過去10年以内に、来日する外国人（2(1)～(3)において回答したあなたの家族や同居人を除きます。）に対し、身元の保証、住居の提供（観光旅行等短期間の滞在において自宅に宿泊させる場合は除きます。）その他これらに類する援助を行ったことがありますか。

ある ない
 ↴

ある場合は、その人について以下の項目を記載してください。

氏名	国籍	来日目的
来日期間	現在地	
年 月～ 年 月		

援助の具体的な内容・援助した理由

(4) 過去10年以内に、2(1)～(3)（配偶者、父母・子等、同居人）及び3(2)、(3)（外国政府等関係者、援助を行った外国人）に記載した人以外の人であって、あなたに経済的な援助を行ったり、経済的な援助以外に便宜を図ったり、繰り返し飲食接待を行ったりすることにより、あなたの業務に影響を及ぼす可能性のある外国人がいますか。

いる いない
 ↴

いる場合は、その人について以下の項目を記載してください。

氏名	国籍	居住国	職業

その人の関係（職業上・プライベート・その他（具体的に））

①

連絡を取っている期間	連絡頻度	連絡手段（封筒、電話、手紙等）
年 月～ 年 月		

氏名	国籍	居住国	職業

その人の関係（職業上・プライベート・その他（具体的に））

②

連絡を取っている期間	連絡頻度	連絡手段（封筒、電話、手紙等）
年 月～ 年 月		

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

3 特定有害活動及びテロリズムとの関係（続き）

(5) 過去10年以内に、国内外において、外国政府の職員や外国人から、助言・協力の依頼や、顧問就任の依頼といった何らかの依頼を受けたり、転職や仕事の説いを持ちかけられたことがありますか（職務上の関係を有する人から、あなたの職務の一環として助言等の依頼を受けた場合を除きます。）。

ある ない

ある場合は、その依頼や説いをした人について、以下の項目を記載してください。

氏名	国籍	所属先

依頼や説いを受けた時期	依頼や説いを受けた場所
年　月	

依頼や説いの具体的な内容

(6) 外国に所在する金融機関に口座を保有していますか（ただし、在外勤務に伴う現地での生活のために現に必要な口座や、過去10年以上取引実績のない預金口座（いわゆる休眠預金口座）を除きます。）。

保有している 保有していない

保有している場合は、以下の項目を記載してください。

外団の固有名	金融機関名	保有の時期	残高
①			
②			
③			

(7) 外国に不動産を保有していますか。

保有している 保有していない

保有している場合は、以下の項目を記載してください。

不動産の種類 （マンション・土地等）	取得時期	所在地（固名も記載）
①	年　月	
資産評価額		保有するに至った理由
不動産の種類 （マンション・土地等）	取得時期	所在地（固名も記載）
②	年　月	
資産評価額		保有するに至った理由

3 特定有害活動及びテロリズムとの関係（続き）

(5) 過去10年以内に、国内外において、外国政府の職員や外国人から、助言・協力の依頼や、顧問就任の依頼といった何らかの依頼を受けたり、転職や仕事の説いを持ちかけられたことがありますか（職務上の関係を有する人から、あなたの職務の一環として助言等の依頼を受けた場合を除きます。）。

ある ない

ある場合は、その依頼や説いをした人について、以下の項目を記載してください。

氏名	国籍	所属先

依頼や説いを受けた時期	依頼や説いを受けた場所
年　月	

依頼や説いの具体的な内容

(6) 外国に所在する金融機関に口座を保有していますか（ただし、在外勤務に伴う現地での生活のために現に必要な口座や、過去10年以上取引実績のない預金口座（いわゆる休眠預金口座）を除きます。）。

保有している 保有していない

保有している場合は、以下の項目を記載してください。

外団の固有名	金融機関名	保有の時期	残高
①			
②			
③			

(7) 外国に不動産を保有していますか。

保有している 保有していない

保有している場合は、以下の項目を記載してください。

不動産の種類 （マンション・土地等）	取得時期	所在地（固名も記載）
①	年　月	
資産評価額		保有するに至った理由
不動産の種類 （マンション・土地等）	取得時期	所在地（固名も記載）
②	年　月	
資産評価額		保有するに至った理由

3 特定有害活動及びテロリズムとの関係（続き）

(8) 過去10年以内に、外国政府機関から、教育、医療、社会福祉等に関し、何らかの給付（奨学金、年金等）や免除を受けたことがありますか。

ある ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

給付・免除の種別	給付・免除の提供国	給付・免除の具体的な内容

提供期間	提供された理由
年　月～　年　月	

(9) 外国政府が発行した債券を保有している、又は保有していたことがありますか。

現在保有している 過去に保有していた 保有していない

現在保有している場合は、以下の項目を記載してください。

債券上の氏名	債券発行国	債券番号	債券発行日
			年　月

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

3 特定有害活動及びテロリズムとの関係（続き）

(8) 過去10年以内に、外国政府機関から、教育、医療、社会福祉等に関し、何らかの給付（奨学金、年金等）や免除を受けたことがありますか。

ある ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

給付・免除の種別	給付・免除の提供国	給付・免除の具体的な内容

提供期間	提供された理由
年　月～　年　月	

(9) 外国政府が発行した債券を保有している、又は保有していたことがありますか。

現在保有している 過去に保有していた 保有していない

現在保有している場合は、以下の項目を記載してください。

債券上の氏名	債券発行国	債券番号	債券発行日
			年　月

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

3 特定有害活動及びテロリズムとの関係（続き）

(10) 過去10年以内に、職務上の赴任や出張を除き、海外に居住又は渡航をしたことありますか（同目的地に複数回渡航した場合は、一つの欄にまとめて記載してもかまいません。）。

ある ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

居住又は渡航用・目的名	居住又は渡航の期間	居住又は渡航の目的
①	年 月～ 年 月	
②	年 月～ 年 月	
③	年 月～ 年 月	
④	年 月～ 年 月	
⑤	年 月～ 年 月	
⑥	年 月～ 年 月	
⑦	年 月～ 年 月	
⑧	年 月～ 年 月	
⑨	年 月～ 年 月	
⑩	年 月～ 年 月	
⑪	年 月～ 年 月	

3 特定有害活動及びテロリズムとの関係（続き）

(10) 過去10年以内に、海外に居住又は渡航（職務上の出張を除きます。）をしたことがありますか（同目的地に複数回渡航した場合は、一つの欄にまとめて記載してもかまいません。）。

ある ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

居住又は渡航用・目的名	居住又は渡航の期間	居住又は渡航の目的
①	年 月～ 年 月	
②	年 月～ 年 月	
③	年 月～ 年 月	
④	年 月～ 年 月	
⑤	年 月～ 年 月	
⑥	年 月～ 年 月	
⑦	年 月～ 年 月	
⑧	年 月～ 年 月	
⑨	年 月～ 年 月	
⑩	年 月～ 年 月	
⑪	年 月～ 年 月	

4 犯罪及び懲戒の経験

本項目のうち、犯罪の経験については、あなたが過去に罪を犯し、有罪の判決（執行猶予が付いているものも含みます。）を受けたことがあるかを記載します。ただし、少年審判の結果として受けた処分については、本項目には含まれません。

また、懲戒の経験については、職業上の懲戒処分に規定され、学校教育法上の懲戒は含まれません。
情報の取扱いに係る懲戒処分を受けた場合は、次ページの5に記載してください。

(1) 罪を犯し、有罪の判決を受けたことがありますか。

ある ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

なお、国外での犯罪の経験については、「管轄裁判所名」欄に国名も記載してください。

罪名	犯罪行為の時期	犯罪行為の動機と具体的な内容
年　月		

① 判決日　　判決内容　　管轄裁判所名

年　月　日

罪名	犯罪行為の時期	犯罪行為の動機と具体的な内容
年　月		

② 判決日　　判決内容　　管轄裁判所名

年　月　日

(2) 職業上の懲戒処分を受けたことがありますか。

ある ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

懲戒処分の対象となった行為の時期	懲戒処分の対象となった行為の動機と具体的な内容
年　月	

① 懲戒処分の時期　　懲戒処分の内容

年　月

懲戒処分の対象となった行為の時期	懲戒処分の対象となった行為の動機と具体的な内容
年　月	

② 懲戒処分の時期　　懲戒処分の内容

年　月

(書き切れない項目については以下の余白に記載してください。)

4 犯罪及び懲戒の経験

本項目のうち、犯罪の経験については、あなたが過去に罪を犯し、有罪の判決（執行猶予が付いているものも含みます。）を受けたことがあるかを記載します。ただし、少年審判の結果として受けた処分については、本項目には含まれません。

また、懲戒の経験については、職業上の懲戒処分に規定され、学校教育法上の懲戒は含まれません。
情報の取扱いに係る懲戒処分を受けた場合は、次ページの5に記載してください。

(1) 罪を犯し、有罪の判決を受けたことがありますか。

ある ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

なお、国外での犯罪の経験については、「管轄裁判所名」欄に国名も記載してください。

罪名	犯罪行為の時期	犯罪行為の動機と具体的な内容
年　月		

① 判決日　　判決内容　　管轄裁判所名

年　月　日

罪名	犯罪行為の時期	犯罪行為の動機と具体的な内容
年　月		

② 判決日　　判決内容　　管轄裁判所名

年　月　日

(2) 職業上の懲戒処分を受けたことがありますか。

ある ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

懲戒処分の対象となった行為の時期	懲戒処分の対象となった行為の動機と具体的な内容
年　月	

① 懲戒処分の時期　　懲戒処分の内容

年　月

懲戒処分の対象となった行為の時期	懲戒処分の対象となった行為の動機と具体的な内容
年　月	

② 懲戒処分の時期　　懲戒処分の内容

年　月

(書き切れない項目については以下の余白に記載してください。)

5 情報の取り扱いに係る非適の経験

業務上、秘密を部外に漏らしたり、秘密文書を紛失したり、使用を禁じられた記録媒体に情報を保存したり、必要な手続を経ずに文書を複写したり、職務に関連した事項をインターネット上のサイトに公表したりするなどして、文書やシステムの管理に関する規則等に違反し、懲戒処分を受けたり、懲戒処分には至らない内部規則等に基づく指導監督上の措置（警告、厳重注意等）を受けたりしたことがありますか。

ある ない



ある場合は、以下の項目を記載してください。

	非適行為の時期	非適行為の動機と具体的な内容
①	年　月	
	始分等の時期	処分等の内容
	年　月	
②	非適行為の時期	非適行為の動機と具体的な内容
	年　月	
	始分等の時期	処分等の内容
	年　月	

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

5 情報の取り扱いに係る非適の経験

業務上、秘密を部外に漏らしたり、秘密文書を紛失したり、使用を禁じられた記録媒体に情報を保存したり、必要な手続を経ずに文書を複写したり、職務に関連した事項をインターネット上のサイトに公表したりするなどして、文書やシステムの管理に関する規則等に違反し、懲戒処分を受けたり、懲戒処分には至らない内部規則等に基づく指導監督上の措置（警告、厳重注意等）を受けたりしたことがありますか。

ある ない



ある場合は、以下の項目を記載してください。

	非適行為の時期	非適行為の動機と具体的な内容
①	年　月	
	始分等の時期	処分等の内容
	年　月	
②	非適行為の時期	非適行為の動機と具体的な内容
	年　月	
	始分等の時期	処分等の内容
	年　月	

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

6 薬物の濫用及び影響

本項目においては、所持や使用等が禁止されている薬物を所持したり使用したことがあるかや、疾病的治療のための薬物を用量を著しく超えて服用したことのあるかを記載してください。記載内容について確認する必要がある場合には、医療機関等に照会することができます。

なお、有罪の判決を受けたり、懲戒処分を受けたりしたものについてでは、4に記載してください。

- (1) 麻薬若しくは向精神薬、大麻、あへん若しくはけしがら。覚醒剤又は薬事法の指定薬物（危険ドラッグ等をいいます。）を途方に所持又は使用したことがありますか（こうした薬物に該当する疑いがある場合にも記載してください。）。

ある ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

薬物名	当該行為の具体的な内容	行った期間
		年 月～ 年 月
当該行為の頻度	当該行為を行った理由	1回の使用量
日・週に 回		

- (2) トルエン若しくは酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤、塗料又は開そく用若しくはシーリング用の光てん料をみだりに摂取・吸入し、又はこれらの目的で所持したことありますか。

ある ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

物質名	当該行為の具体的な内容	行った期間
		年 月～ 年 月
当該行為の頻度	当該行為を行った理由	1回の使用量
日・週に 回		

- (3) 過去10年以内に、医師等により処方された薬物を処方せんに記載された用量を著しく超えて、又は処方せんを必要としない薬物をそのままの直接の容器若しくは直接の液包に記載された用量を著しく超えて、服用したことがありますか。

なお、薬物依存症である場合は、7に記載してください。

ある ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

服用薬物名	薬物の影響に上る具体的な状況	服用期間
		年 月～ 年 月
地方・販売者の名称		地方・販売者の所在地

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

6 薬物の濫用及び影響

本項目においては、所持や使用等が禁止されている薬物を所持したり使用したことがあるかや、疾病的治療のための薬物を用量を著しく超えて服用したことのあるかを記載してください。記載内容について確認する必要がある場合には、医療機関等に照会することができます。

なお、有罪の判決を受けたり、懲戒処分を受けたりしたものについてでは、4に記載してください。

- (1) 麻薬若しくは向精神薬、大麻、あへん若しくはけしがら。覚醒剤又は薬事法の指定薬物（危険ドラッグ等をいいます。）を途方に所持又は使用したことありますか（こうした薬物に該当する疑いがある場合にも記載してください。）。

ある ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

薬物名	当該行為の具体的な内容	行った期間
		年 月～ 年 月
当該行為の頻度	当該行為を行った理由	1回の使用量
日・週に 回		

- (2) トルエン若しくは酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤、塗料又は開そく用若しくはシーリング用の光てん料をみだりに摂取・吸入し、又はこれらの目的で所持したことありますか。

ある ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

物質名	当該行為の具体的な内容	行った期間
		年 月～ 年 月
当該行為の頻度	当該行為を行った理由	1回の使用量
日・週に 回		

- (3) 過去10年以内に、医師等により処方された薬物を処方せんに記載された用量を著しく超えて、又は処方せんを必要としない薬物をそのままの直接の容器若しくは直接の液包に記載された用量を著しく超えて、服用したことがありますか。

なお、薬物依存症である場合は、7に記載してください。

ある ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

服用薬物名	薬物の影響に上る具体的な状況	服用期間
		年 月～ 年 月
地方・販売者の名称		地方・販売者の所在地

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

7 精神疾患

本項目においては、精神疾患に関し、治療又はカウンセリングを受けたことがあるかを記載しますが、治療又はカウンセリングを受けたことがあるとの事実だけをもって、特定秘密を漏らすおそれがないと認められないことから判断されることはあります。必要な場合には、医療機関等に照会した上で、具体的な症状や治療の経過、再発の可能性等を踏まえ、特定秘密を漏らすおそれがないかどうか判断されます。

過去10年以内に、精神疾患、薬物依存症、アルコール依存症その他の精神疾患に関し、治療又はカウンセリングを受けたことがありますか。

ある ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

受診先名前	受診先所在地	受診期間
		年 月～ 年 月
担当者やカウンセラーの氏名	症状	受診後の状態

(書き切れない項目については以下の余白に記載してください。)

7 精神疾患

本項目においては、精神疾患に関し、治療又はカウンセリングを受けたことがあるかを記載しますが、治療又はカウンセリングを受けたことがあるとの事実だけをもって、特定秘密を漏らすおそれがないと認められないことから判断されることはあります。必要な場合には、医療機関等に照会した上で、具体的な症状や治療の経過、再発の可能性等を踏まえ、特定秘密を漏らすおそれがないかどうか判断されます。

過去10年以内に、精神疾患、薬物依存症、アルコール依存症その他の精神疾患に関し、治療又はカウンセリングを受けたことがありますか。

ある ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

受診先名前	受診先所在地	受診期間
		年 月～ 年 月
担当者やカウンセラーの氏名	症状	受診後の状態

(書き切れない項目については以下の余白に記載してください。)

8 飲酒についての第度

過去10年以内に、飲酒を原因として、けんかなどのトラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたりしたことがありますか。

なお、アルコール依存症によるものについては、7で記載してください。

ある ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

回数時期	具体的な内容
① 年 月	
② 年 月	
③ 年 月	

(書き切れない項目については以下の余白に記載してください。)

8 飲酒についての第度

過去10年以内に、飲酒を原因として、けんかなどのトラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたりしたことがありますか。

なお、アルコール依存症によるものについては、7で記載してください。

ある ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

回数時期	具体的な内容
① 年 月	
② 年 月	
③ 年 月	

(書き切れない項目については以下の余白に記載してください。)

9 信用状態その他の経済的な状況

- (1) 現在、以下の事項以外の借入れがありますか。
- 住宅、車両又は耐久消費財の購入を目的としたもの
 - 教育のためのもの
 - クレジットカードを使用した商品等の購入に伴うもの

ある ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

借入先の名称		借入先の所在地	
借入内容及び借入れに至った理由		借入時期	
		年 月	
借入総額	返済額(月あたり)	借入残高	完済予定期限
	円		年 月
借入先の名称		借入先の所在地	
借入内容及び借入れに至った理由		借入時期	
		年 月	
借入総額	返済額(月あたり)	借入残高	完済予定期限
	円		年 月
(2) 過去10年以内に、国税や保険料、家賃等の支払を滞納している、又は滞納したことありますか。なお、滞納により催告を受け、指定された期限までに支払った場合を除きます。			
<input type="checkbox"/> 現在滞納している <input type="checkbox"/> 過去に滞納していた <input type="checkbox"/> 滞納していない			
現在滞納している、又は過去に滞納していた場合は、以下の項目を記載してください			
① 滞納している／滞納していたもの	滞納時期(いつから)	滞納時間(いつまで、滞納中の場合はいつ)	滞納金額
	年 月	年 月	円
滞納している／滞納していた理由			
② 滞納している／滞納していたもの	滞納時期(いつから)	滞納時間(いつまで、滞納中の場合はいつ)	滞納金額
	年 月	年 月	円
滞納している／滞納していた理由			

9 信用状態その他の経済的な状況

- (1) 現在、以下の事項以外の借入れがありますか。
- 住宅、車両又は耐久消費財の購入を目的としたもの
 - 教育のためのもの
 - クレジットカードを使用した商品等の購入に伴うもの

ある ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

借入先の名称		借入先の所在地	
借入内容及び借入れに至った理由		借入時期	
		年 月	
借入総額	返済額(月あたり)	借入残高	完済予定期限
	円		年 月
借入先の名称		借入先の所在地	
借入内容及び借入れに至った理由		借入時期	
		年 月	
借入総額	返済額(月あたり)	借入残高	完済予定期限
	円		年 月
(2) 過去10年以内に、国税や保険料、家賃等の支払を滞納している、又は滞納したことありますか。なお、滞納により催告を受け、指定された期限までに支払った場合を除きます。			
<input type="checkbox"/> 現在滞納している <input type="checkbox"/> 過去に滞納していた <input type="checkbox"/> 滞納していない			
現在滞納している、又は過去に滞納していた場合は、以下の項目を記載してください			
① 滞納している／滞納していたもの	滞納時期(いつから)	滞納時間(いつまで、滞納中の場合はいつ)	滞納金額
	年 月	年 月	円
滞納している／滞納していた理由			
② 滞納している／滞納していたもの	滞納時期(いつから)	滞納時間(いつまで、滞納中の場合はいつ)	滞納金額
	年 月	年 月	円
滞納している／滞納していた理由			

9 信用状態その他の経済的な状況（続き）

(3) 過去10年以内に、自己破産をしたことがありますか。

 ある ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

破産宣告日	免責日	原因となった債務内容
年　月　日	年　月　日	

(4) 過去10年以内に、支払の不備・与信上の問題により、クレジットカードの使用を停止させられたことがありますか。

なお、決済口座の残高不足等により催告を受け、指定された期限までに支払った場合を除きます。

 ある ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

停止時期	具体的な内容とその理由
年　月	

(5) 過去10年以内に、民事執行手続を受けたことがありますか。

 ある ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

受けた時期	具体的な内容とその理由
年　月	

(6) 過去10年以内に、賃金・給付金・資産を差し押さえられたことがありますか。

 ある ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

差押時期	具体的な内容とその理由
年　月	

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

9 信用状態その他の経済的な状況（続き）

(3) 過去10年以内に、自己破産をしたことがありますか。

 ある ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

破産宣告日	免責日	原因となった債務内容
年　月　日	年　月　日	

(4) 過去10年以内に、支払の不備・与信上の問題により、クレジットカードの使用を停止させられたことがありますか。

なお、決済口座の残高不足等により催告を受け、指定された期限までに支払った場合を除きます。

 ある ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

停止時期	具体的な内容とその理由
年　月	

(5) 過去10年以内に、民事執行手続を受けたことがありますか。

 ある ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

受けた時期	具体的な内容とその理由
年　月	

(6) 過去10年以内に、賃金・給付金・資産を差し押さえられたことがありますか。

 ある ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

差押時期	具体的な内容とその理由
年　月	

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

10 その他の適性評価手続のために必要な情報

○ 過去の適性評価の経歴

過去に、特定秘密保護法に基づく適性評価を受けたことがありますか。

ある ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

複数ある場合は、最も新しいものについて記載してください。

評価結果の通知を受けた時期	評価した行政機関の名	行政機関の担当部署
年　月		

過去に、重要経済安保情報保護法に基づく適性評価を受けたことがありますか。

ある ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

複数ある場合は、最も新しいものについて記載してください。

評価結果の通知を受けた時期	評価した行政機関の名	行政機関の担当部署
年　月		

(書き切れない項目については以下の余白に記載してください。)

10 その他の適性評価手続のために必要な情報

○ 過去の適性評価の経歴

過去に、特定秘密保護法に基づく適性評価を受けたことがありますか。

ある ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

複数ある場合は、最も新しいものについて記載してください。

評価結果の通知を受けた時期	評価した行政機関の名	行政機関の担当部署
年　月		

(書き切れない項目については以下の余白に記載してください。)

(書き切れない項目については以下の余白に記載してください。)

今回提出する質問票には、私が確認できる限りの事実を具体的に、漏れなくかつ正確に記載し、又は記録しました。

適性評価の結果が通知されるまでの間に、質問票の記載又は記録事項に変更が生じた場合には、速やかに申し出ます。

年　　月　　日　　氏名

(書き切れない項目については以下の余白に記載してください。)

今回提出する質問票には、私が確認できる限りの事実を具体的に、漏れなくかつ正確に記載し、又は記録しました。

適性評価の結果が通知されるまでの間に、質問票の記載又は記録事項に変更が生じた場合には、速やかに申し出ます。

年　　月　　日　　氏名

特定秘密の保護に関する誓約書

私は、 年 月 日付け「適性評価結果等通知書（本人用）」（当該通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により適性評価の実施結果の通知を受けました。私は、別紙を読んだ上で、以下に掲げる事項について確認し、今後、特定秘密の取扱いの業務を行うに当たり、特定秘密の保護のための法令及び関係規程を遵守し、特定秘密の保護に努め、これを漏らさないことを誓約します。

- (1) 特定秘密の取扱いの業務を行うこととなった場合に、故意又は過失により特定秘密を漏らしたときは、別紙記載の特定秘密保護法の規定により罰せられることがあること。
 - (2) 特定秘密に係る文書の紛失等特定秘密の漏えい又は漏えいのおそれがあると認められる事情が生じた場合には、速やかに当該特定秘密に係る特定秘密管理者に報告するとともに、必要な調査に協力すること。
 - (3) 別紙記載の「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関する統一的な運用を図るための基準」IV 9(1)アに掲げる事情がある場合に、速やかに、私が取り扱う特定秘密に係る特定秘密管理者に申し出ること。
 - (4) 私について、別紙記載の「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関する統一的な運用を図るための基準」IV 9(1)アに掲げる事情があると認められた場合に、[私を雇用する事業者により私の取り扱う特定秘密に係る特定秘密管理者に報告がなされること。／私を雇用する事業者により私の派遣先の事業者に報告がなされること及び私の派遣先の事業者により私の取り扱う特定秘密に係る特定秘密管理者に報告がなされること。]
- ※従業者の場合に追記

年 月 日

氏名 _____

特定秘密の保護に関する誓約書

私は、 年 月 日付け「適性評価結果等通知書（本人用）」（当該通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により適性評価の実施結果の通知を受けました。私は、別紙を読んだ上で、以下に掲げる事項について確認し、今後、特定秘密の取扱いの業務を行うに当たり、特定秘密の保護のための法令及び関係規程を遵守し、特定秘密の保護に努め、これを漏らさないことを誓約します。

- (1) 特定秘密の取扱いの業務を行うこととなった場合に、故意又は過失により特定秘密を漏らしたときは、別紙記載の特定秘密保護法の規定により罰せられることがあること。
- (2) 特定秘密に係る文書の紛失等特定秘密の漏えい又は漏えいのおそれがあると認められる事情が生じた場合には、速やかに当該特定秘密に係る特定秘密管理者に報告するとともに、必要な調査に協力すること。
- (3) 別紙記載の「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関する統一的な運用を図るための基準」IV 9(1)アに掲げる事情がある場合に、速やかに、私が取り扱う特定秘密に係る特定秘密管理者に申し出ること。
- (4) 私について、別紙記載の「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関する統一的な運用を図るための基準」IV 9(1)アに掲げる事情があると認められた場合に、[私を雇用する事業者により私の取り扱う特定秘密に係る特定秘密管理者に報告がなされること。／私を雇用する事業者により私の派遣先の事業者に報告がなされること及び私の派遣先の事業者により私の取り扱う特定秘密に係る特定秘密管理者に報告がなされること。]

※従業者の場合に追記

年 月 日

氏名 _____

別紙

1 特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）では、適性評価により、特定秘密の取扱いの業務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められた人でなければ、特定秘密の取扱いの業務を行うことができないこととされています。

今回実施された適性評価により、あなたは特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められましたが、今後、特定秘密の取扱いの業務を行うこととなったときは、特定秘密の保護のための法令及び関係規程を遵守し、特定秘密の保護に努めなければなりません。

あなたが特定秘密の取扱いの業務により知得した特定秘密を故意又は過失により漏らした場合には、特定秘密保護法第23条により罰せられることがあります（以下の条文を参照してください。）。

特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）（抄）

第23条 特定秘密の取扱いの業務に従事する者がその業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、10年以下の拘禁刑に処し、又は情状により10年以下の拘禁刑及び1,000万円以下の罰金に処する。特定秘密の取扱いの業務に従事しなくなった後においても、同様とする。

2 第4条第5項、第9条、第10条又は第18条第4項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者がこれを漏らしたときは、5年以下の拘禁刑に処し、又は情状により5年以下の拘禁刑及び500万円以下の罰金に処する。第10条第1項第1号ロに規定する場合において提示された特定秘密について、当該特定秘密の提示を受けた者がこれを漏らしたときも、同様とする。

3 前2項の罪の未遂は、罰する。

4 過失により第1項の罪を犯した者は、2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

5 過失により第2項の罪を犯した者は、1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

第27条 第23条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2 （略）

2 今回あなたについて実施された適性評価は、あなたが質問票により申告した事実等に基づいて行われました。

今後、以下に掲げる事情（「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評

別紙

1 特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）では、適性評価により、特定秘密の取扱いの業務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められた人でなければ、特定秘密の取扱いの業務を行うことができないこととされています。

今回実施された適性評価により、あなたは特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められましたが、今後、特定秘密の取扱いの業務を行うこととなったときは、特定秘密の保護のための法令及び関係規程を遵守し、特定秘密の保護に努めなければなりません。

あなたが特定秘密の取扱いの業務により知得した特定秘密を故意又は過失により漏らした場合には、特定秘密保護法第23条により罰せられことがあります（以下の条文を参照してください。）。

特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）（抄）

第23条 特定秘密の取扱いの業務に従事する者がその業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、10年以下の懲役に処し、又は情状により10年以下の懲役及び1,000万円以下の罰金に処する。特定秘密の取扱いの業務に従事しなくなった後においても、同様とする。

2 第4条第5項、第9条、第10条又は第18条第4項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者がこれを漏らしたときは、5年以下の懲役に処し、又は情状により5年以下の懲役及び500万円以下の罰金に処する。第10条第1項第1号ロに規定する場合において提示された特定秘密について、当該特定秘密の提示を受けた者がこれを漏らしたときも、同様とする。

3 前2項の罪の未遂は、罰する。

4 過失により第1項の罪を犯した者は、2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

5 過失により第2項の罪を犯した者は、1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処する。

第27条 第23条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2 （略）

2 今回あなたについて実施された適性評価は、あなたが質問票により申告した事実等に基づいて行われました。

今後、以下に掲げる事情（「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評

価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」IV 9 (1)アに掲げる事情)がある場合には、速やかに、あなたが取り扱う特定秘密に係る特定秘密管理者に、以下の窓口を通じて申し出てください。その申出内容により、あなたが特定秘密を漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があると判断されることとなった場合には、特定秘密の取扱いの業務を行うに当たって、改めて適性評価が実施されることとなります。

- (1) 外国籍の者と結婚した場合その他外国との関係に大きな変化があつたこと。
- (2) 罪を犯して検挙されたこと。
- (3) 懲戒処分の対象となる行為をしたこと。
- (4) 情報の取扱いに関する規則に違反したこと。
- (5) 違法な薬物の所持、使用など薬物の違法又は不適切な取扱いを行つたこと。
- (6) 自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従つて行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈していると疑われる状況に陥つたこと。
- (7) 飲酒により、けんかなどの対人トラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたりしたこと。
- (8) 裁判所から給与の差押命令が送達されるなど経済的な問題を抱えていようと疑われる状況に陥つたこと。
- (9) 特定秘密を漏らすおそれがないと認めることについて疑義が生じたこと。

また、〔あなたの上司等／あなたを雇用する事業者／あなたを雇用する事業者又はあなたの派遣先の事業者〕が、あなたについて上記の事情があると認めた場合には、あなたが取り扱う特定秘密に係る特定秘密管理者に報告されることとなります。その場合にも、あなたが特定秘密を漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があると判断されることとなつた場合には、特定秘密の取扱いの業務を行うに当たって、改めて適性評価が実施されることとなります。

<申出窓口>
省 局 課
住所
電話
電子メール

価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」IV 9 (1)アに掲げる事情)がある場合には、速やかに、あなたが取り扱う特定秘密に係る特定秘密管理者に、以下の窓口を通じて申し出てください。その申出内容により、あなたが特定秘密を漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があると判断されることとなつた場合には、特定秘密の取扱いの業務を行うに当たって、改めて適性評価が実施されることとなります。

- (1) 外国籍の者と結婚した場合その他外国との関係に大きな変化があつたこと。
- (2) 罪を犯して検挙されたこと。
- (3) 懲戒処分の対象となる行為をしたこと。
- (4) 情報の取扱いに関する規則に違反したこと。
- (5) 違法な薬物の所持、使用など薬物の違法又は不適切な取扱いを行つたこと。
- (6) 自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従つて行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈していると疑われる状況に陥つたこと。
- (7) 飲酒により、けんかなどの対人トラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたりしたこと。
- (8) 裁判所から給与の差押命令が送達されるなど経済的な問題を抱えていようと疑われる状況に陥つたこと。
- (9) 特定秘密を漏らすおそれがないと認めることについて疑義が生じたこと。

また、〔あなたの上司等／あなたを雇用する事業者／あなたを雇用する事業者又はあなたの派遣先の事業者〕が、あなたについて上記の事情があると認めた場合には、あなたが取り扱う特定秘密に係る特定秘密管理者に報告されることとなります。その場合にも、あなたが特定秘密を漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があると判断されることとなつた場合には、特定秘密の取扱いの業務を行うに当たって、改めて適性評価が実施されることとなります。

<申出窓口>
省 局 課
住所
電話
電子メール